

教育厚生委員会会議録

日時 令和8年6月30日（火） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時15分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 向山 憲稔
副委員長 渡辺 大喜
委員 山田 一功 水岸富美男 大久保俊雄 桐原 正仁
清水喜美男 名取 泰 福井 太一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

感染症対策統括官 佐野 満
福祉保健部長 若月 衛 福祉保健部理事（次長事務取扱） 大森 栄治
福祉保健部次長 中村 直樹
福祉保健総務課長 川崎 健司 健康長寿推進課長 天野 陽子
国保援護課長 鈴木 伸太郎 障害福祉課長 平田 祐二
医務課長 清水 裕司 衛生薬務課長 浅山 光一 健康増進課長 齊藤 由美子
感染症対策監 小川 敏幸

教育長 荻野 智夫 教育次長 佐々木 邦彦 教育監 高見澤 圭一
教育監 小池 孝二 次長（総務課長事務取扱） 岩出 修司 副参事 矢崎 孝
教育企画室長 石原 武人 福利給与課長 一瀬 清 学校施設課長 長島 久美
義務教育課長 望月 俊孝 高校教育課長 数野 浩司
特別支援教育・児童生徒支援課長 田中 一弘 社会教育課長 高山 尚己
保健体育課長 山本 晃司 全国高校総体推進室長 岡部 伸二

議題

（付託案件）

- 第68号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第73号 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例中改正の件
- 第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第77号 令和8年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第81号 和解及び損害賠償額の決定の件
- 請願第5－12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて
- 請願第7－4号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求めることについて
- 請願第7－5号 2025年度ゆきとどいた教育を求めることについて
- 請願第8－1号 訪問介護報酬の引下げ撤回を早急に行うことを国に求めることについて
- 請願第8－2号 子供たちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

- 審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- また、請願第5－12号、請願第7－4号、請願第7－5号及び請願第8－1号については継続審査すべきもの、請願第8－2号については採択すべきものと決定した。
- 審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午前12時まで福祉保健部関係の審査を行い、途中休憩を挟み、午後1時から午後4時15分まで教育委員会関係（途中、午後2時51分から3時まで、午後3時50分から4時まで休憩を挟んだ）の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第73号 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例中改正の件

質疑

- 大久保委員 医師確保の定着を図る施策は地域医療を支える根幹であることから、県においては最優先課題として積極的に取り組まれていると考えております。
- また、知事は、今議会の冒頭説明において、医師修学資金制度と地域枠制度の抜本的な見直しにより、医師の確保、定着、質の向上を一体的に進めることを表明されました。
- また、水岸代表の代表質問に対する答弁におきましても、本条例改正における見直し内容と期待される効果などの説明がありましたが、地域医療を支える基盤である医師確保対策については、私も大変強い関心を持っております。
- そこで、制度の実効性を明らかにするため、条例改正の内容や新たな制度の詳細について、何点か伺います。
- まず1点目でありますけれども、来年度の入学者から全国募集を一部導入するとのことではありますが、具体的には何名分が対象になるのか、再度お伺いします。
- 清水医務課長 まず、現状では、山梨大学で35名、北里大学及び昭和医科大学でそれぞれ2名ずつ、いずれも県内高校出身者を対象として、合計39名の地域枠入試を実施しているところです。
- このうち、山梨大学で10名、北里大学及び昭和医科大学ではそれぞれ2名の全てを全国募集とするため、合計14名が対象となる予定となっております。
- 大久保委員 続きまして、条例改正案の議決後に違約金規定を廃止するとのことではありますが、違約金に関わる規定が、この改正案にはないように思われます。どのような形で廃止する予定なのでしょう。
- 清水医務課長 違約金は条例ではなく、地域枠医師が従うべき勤務ルールを定めるキャリア形成プログラムにおいて規定されているものでございます。このため、キャリア形成プログラムや関係文書から当該条項を削除することで、違約金の取扱いを廃止する予定でございます。
- 大久保委員 キャリア形成プログラムの条項を廃止するということですね。承知しました。

あと、これまで違約金の対象となった医師はいないと承知しておりますが、間違いはないでしょうか。

清水医務課長 違約金の対象となった医師はいないということで間違いございません。違約金の規定は、医師免許取得後に締結する契約において適用されることとなりますが、この制度が導入された令和3年度以降の入学者は現在在学中であるため、対象者がいない状況でございます。

大久保委員 条例の概要の括弧5について、既に貸与を受けている学生は、改正後の貸与条件で貸与を受けることができるとしてありますけれども、これは過去に遡って貸与額を増額することができるということでしょうか。

清水医務課長 過去に遡っての増額は認められないこととなっております。これまでに貸与を受けた修学資金については、当時の契約内容に基づくものであり、貸与額や利息の起算日を含め、改正後の条件は適用されないものでございます。

大久保委員 法律上、遡及効が認められることはあまりないわけですから、遡及しないということで承知しました。

制度の運用がきめ細かく図られることは理解できましたが、こうした見直しによって、将来にわたり安定的かつ十分な医師確保が図られるのか、改めて見解をお伺いしたいと思います。

清水医務課長 今回の見直しは、支援内容の充実や制度活用の裾野の拡大に加え、制度の実効性や納得感の向上を図るものであり、これらを一体的に推進することにより、本県における医師確保の実効性は着実に高まっていくものと考えております。

大久保委員 地域医療における医師の地域偏在の解消に向けた抜本的な改革、また医師の県外流出というケースも散見されますので、医師確保制度の実効性を確実なものとするため、制度について不断の見直しを行い、医師の確保、定着と質の向上に取り組んでいただけることを強く熱望いたします。

清水委員 ただいまの大久保委員の関連で1点お尋ねいたします。

県内医療体制への貢献度の考慮の欄で、「一定以上の期間の就業により、返還額を段階的に減額」とあります。この点について、もう少し説明をお願いしたいと思います。

清水医務課長 条例の改正後に規則で定めることとなりますが、6年間従事した時点で返還額の4分の1、7年間で2分の1、8年間で4分の3を軽減する方向で、現在検討しているところでございます。

福井委員 私は2月の臨時会で、若者の将来を縛る違約金制度について、不公平であると指摘をさせていただきましたけれども、今回はこの違約金を廃止することということであります。

条例改正については、優秀な医師の確保に向けた貸与額の増額等であり、大いに賛成するものであります。しかし、2月の時点では、離脱防止に必要不可欠であるとの答弁があったと承知しておりますが、改めて、なぜこの6月の段階で違約金を廃止することとなったのか、もう一度御説明いただけますか。

清水医務課長 2月の時点では、本県の地域医療を崩壊させないため、離脱防止対策として

の違約金規定の必要性について上級審の判断を仰ぐため、控訴をしております。

一方で、第1審の状況などを踏まえ、医師確保対策の総合的な見直しを実施し、履行確保対策を充実させた実効性の高い制度を設計することができたため、従来の違約金による離脱防止対策が不要となる見通しとなり、このような条例改正の御提案をさせていただいているところでございます。

福井委員

違約金というペナルティーを廃止する以上、今後の人材確保は、県の管理能力ではなく、医師が選ぶ山梨の医療の魅力という質的な転換が求められていると考えます。

裁判に費やした時間や税金の重みを考えれば、当然今後は失敗が許されないものと考えております。人材確保戦略をどのように描き、誰が最終的な責任を持つのかお尋ねいたします。

清水医務課長

今後、少子高齢化時代を迎えるに当たり、医師の確保は県内医療を支えていく上で重要な役割を担っていると考えております。地域枠医師の確保がその中心になると考えておりますが、制度を運用する県が責任を持って実施していきたいと考えております。

福井委員

大学生に対する周知も重要でありますけれども、高校生の段階から、山梨にはこのようなすばらしい制度があるということを、しっかり周知していく必要があると考えますが、周知方法についてはどのように考えていますか。

清水医務課長

現在も、高校において山梨大学と連携した説明会などを実施しておりますが、県で働く魅力をより伝えられるよう工夫をしながら、今後も実施していきたいと考えております。

福井委員

今度は全国募集枠を設けるということですので、ぜひ全国に、山梨の医療制度や山梨で医師になることの魅力を力強くアピールしていただきたいと思います。

また、山梨の病院で働けばこのようなすばらしいことがあるという魅力を発信できるよう、医師の処遇改善についてもしっかりと検討いただければと思います。

清水医務課長

今の御意見は重々承りました。工夫を凝らしながら、全国に発信していくよう検討していきたいと思っております。

名取委員

今回、条例改正で貸与額を引き上げることについては、必要な措置であると思います。

ただ、それに加えて、今回、利息の起算日を臨床研修開始日から貸与日の翌日に前倒しする改正を行うわけですが、同じ利率であっても、返還を始める時点での利息の金額は、これまでと比較して相当高くなると思うわけです。元本である貸与額そのものも上がりますから。

具体的に、この返還の開始時点で利息の金額が幾らになるのか教えてください。

清水医務課長

想定で500万円程度になる見込みです。

名取委員

現在は臨床研修が始まってから利息が生じるため、現在の利息は93万6,000円ですので、5倍以上の利息になるということだと思います。

利息の起算日については、本県のように、これまでどおり卒業後からとしている自治体もあるようですが、これを前倒しして貸与日の翌日からとした理由を教えてください。

清水医務課長 医学部入学直後の早い段階から、公的支援の重みと制度趣旨への理解を促し、責任ある制度の利用につなげるためでございます。

名取委員 利息については、これまでと変更せずに年10%ということだと思います。日本学生支援機構の奨学金の利息は最大でも3%だと思うのですが、この10%というのはあまりにも高過ぎると思います。今回の条例改正を機に見直す必要もあったのではないかと思いますのですが、なぜ10%という高い利息になっているのか教えてください。

清水医務課長 利息は、やはり公的支援を受ける上で必要なものでございまして、前回の条例改正で10%とさせていただいたところでございます。

他県の状況等を踏まえますと、10%としているところが最も多いところでございますし、制度の魅力を高めるとともに、違約金に代わる県内就業義務を果たしていただくことを担保するための制度として必要であるとの考えの下、このままとしております。

名取委員 念のためにお聞きしますが、この利息の10%という設定は、法令上問題ないのでしょうか。高過ぎるということで、もっと低く抑えなければいけないというようなものはないのでしょうか。

清水医務課長 ないと確認しております。

名取委員 今回、違約金の廃止が一つの争点になっております。違約金に代わって、今回、利息の起算日を前倒しし、それによって返済額を高めることによって、一つの離脱防止の対案になっているという構成だと思います。

ただ、私が一つ提案したいのは、新潟県の例なのですが、地域枠を含めた医学生のキャリア形成の支援として、毎年、全ての学生、卒業生に対して面談を行っているそうです。責任を持って一貫した説明が可能な医師が、大学の教員と一体となってきめ細やかなキャリア形成に取り組んでいます。

面談では、学生・卒業生から勉強のことや、制度の内容、診療科や勤務地域の希望、結婚や子育てなどのライフイベントについてなど、多岐にわたって話を聞き、県からは制度の説明だけではなく、期待と感謝を伝えるとのこと。そして、医師のキャリアやライフイベントを理由に離脱した地域枠の方は、これまでゼロだということだそうです。

こうした信頼関係の構築があつてこそ、地域枠プログラムを中断せずに維持していくことができるし、9年間を過ぎて以降も本県に残っていただくことができます。医師としてこの地域でやってよかったと思っていただけるような信頼関係があつてこそ残っていただけるのであり、こうしたきめ細やかな対応こそ求められていると思うのですが、いかがですか。

清水医務課長 キャリア支援か抑止力かの二者択一ではなく、キャリア支援によって定着を促し、利息によって制度の遵法性を担保する。その両方が必要であると考えております。

新潟県などでは年次に応じた学生に対するヒアリングも実施しております。今回の見直しで導入する県による面接や地域医療実習などを通じて、キャリア

形成への支援を強化してまいりたいと考えております。おっしゃるとおりだと思いますので、キャリア支援の充実に今後も努めてまいりたいと考えております。

討論

名取委員

私は、第73号山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

まず、先ほども指摘しましたが、今回、貸与額を引き上げるなど、必要な措置も含まれております。その点は評価しております。

ただ、先ほども質疑で指摘したように、10%という高い利息を貸与の翌日から求めることにより、実際に返済が始まる卒業後の研修開始時点では、500万円を超える利息が生じることが明らかになりました。やはり、多額の金額によって離脱を防止するという形は変わっていないものと捉えております。全国的には、この利息の起算日を卒業後としている自治体もあるようですので、引き続き検討が必要だと思います。

そして、問題の違約金廃止については、先ほど大久保委員の質疑への答弁にもありましたように、今回、条例改正の対象とはなっておりません。キャリア形成プログラムにおける契約書の条項から削除するという事務的な対応で可能ですので、これについては肅々と進めていただければと思っております。

以上を述べまして、討論いたします。

大久保委員

私は賛成の立場から、一言申し上げます。

少子高齢化や地域医療の偏在が現実の問題として生じている中で、若い世代の医師を確保していくことは大変重要であります。また、1人の医師を養成するためには、医師会をはじめとして、多額の費用と時間を費やしています。

しかし、現状では、一生懸命経験を積むよりも、労働時間が短く収入の高い都市部へ人材が流出する事例が散見されております。先ほど課長からも、医師確保の実効性を高めるため、不断の見直しを行い、医師の確保と質の向上にしっかりと取り組んでいくとの答弁がございました。

私としては、将来をしっかりと見据える中で、県、医師会、そして学生の皆さんが地域を愛し、地域のために力を尽くそうという機運がさらに醸成されることを期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

採決

採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第75号

令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

桐原委員

（ケアマネジメント提供体制確保支援事業費について）

福の8ページ、ケアマネジメント提供体制確保支援事業費について伺います。

介護保険制度において、要介護者がサービスを利用するためには、心身の状況や生活状況を適切に反映したケアプランの作成が不可欠であります。その中心的な役割を担っているのが、介護支援専門員であります。

近年、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定調査の申請が増える中、市町村から委託を受けたケアマネジャーが調査を行うケースも増えており、その役割

は一層大きくなっていると聞いております。私の知り合いにも介護保険を利用している人がおり、ケアマネジャーの確保や居宅介護支援事業所の経営維持は極めて重要であると実感しております。今回の事業により、こうした介護サービスの提供体制が着実に確保されることを期待しております。

そこで、何点か質問させていただきます。

初めに、事業の実施に当たっては様々な背景があると思いますが、県として、現状と課題をどのように考えておりますか。

天野健康長寿推進課長 本県では、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーと呼ばれる方々が現在1,400名ほどいらっしゃいますけれども、受験要件が厳格化したことなどの影響により減少傾向にございます。一方で、独り暮らしや認知症の高齢者の方が増えてくる中で、ケアマネジャーとしての本来業務を超えた買物支援や部屋の片づけといった、シャドーワークと言われる業務が増えていることが指摘されており、これが離職の一因となっているとも考えられております。

ケアマネジャーが勤務している居宅介護支援事業所につきましても、人手不足や経営の厳しさを背景に、この10年間で2割減少しているなど、サービス提供体制の維持に懸念がございます。

こうした現状を踏まえまして、介護支援専門員の確保や定着、また事業所の経営の維持を図ることが喫緊の課題と考えております。そのためには、まず現場の実態を的確に把握し、ニーズに応じた支援策を講じることが不可欠であると考えております。

桐原委員 先ほど説明がありました、新たに設置する介護支援専門員支援センターの業務について、もう少し具体的に説明してください。

天野健康長寿推進課長 大きくは、2つの業務を実施することとしております。

1つ目は、ケアマネの資格がありながら現在業務に従事していない潜在ケアマネと呼ばれる方々の実態把握と復職支援でございます。現在、潜在ケアマネの方は、3,000人ほどいらっしゃると把握しておりまして、この調査の結果、復職希望がある方については、研修の案内や事業所とのマッチング等により、就労につなげていきたいと考えております。

もう1点は、先ほど触れましたシャドーワークについての実態調査でございます。現在働いている方々の負担軽減を目指しまして、調査結果を市町村の地域包括支援センターなどと共有しながら、支援策を検討してまいります。

桐原委員 介護支援専門員支援センターがきちんと機能するようぜひしっかり運営していただきたいと思います。

居宅介護支援事業所に対する支援についても、具体的な内容をお伺いいたします。

天野健康長寿推進課長 居宅介護支援事業所に対する支援は、主に財政的な支援を行うこととしておりまして、具体的には、特に人材確保が難しい中山間地域にある事業所が採用活動を行う際のかかり増し経費や、ケアマネジャーが本来業務に注力できるよう、事務的な業務を担う職員を採用する際の経費、また、処遇改善加算を取得するために社会保険労務士などに委託する場合の費用や、広報活動に要する経費に対しても助成を行ってまいります。

桐原委員 高齢化の進行と生産年齢人口の減少が同時に進む中で、介護支援専門員をはじめとする介護人材の不足は、今後さらに深刻になることが懸念されております。

す。

私も、介護福祉士として現場で業務に従事した経験があります。介護福祉士の方々の仕事に対する思いや、社会に不可欠な施設を支えているという使命感、仕事への誇りというものを、さらに醸成できるような、血の通った事業となることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

（協働化支援事業費補助金について）

福井委員

福 5 ページの協働化支援事業費補助金についてお尋ねします。

昨日の一般質問でもお話をさせていただきましたけれども、小規模法人同士が連携して人材育成を進める取組は、非常に重要になってくると考えております。現在、小規模事業者同士がグループをつくり、このような人材育成を行っているところの実態について、まずお尋ねします。

天野健康長寿推進課長 今回、新たに助成の対象として事業化しておりますけれども、現時点では、県内でこのような取組をしているところは、まだ把握されておられません。

福井委員

それでは、今後、事業化したこの制度をしっかりと県内に広めていくため、どのようなロードマップを描いているのかお伺いします。

天野健康長寿推進課長 従前は、健康長寿推進課から各市町村や事業所に対して広報をしておりましたけれども、各圏域には保健福祉事務所等もございますので、そうした各圏域の事業所を通じて、日常的にやり取りの多い事業所に対して積極的なアプローチをしてまいりたいと考えております。

福井委員

それぞれの事業所の事情も大事にしながら、聴き取りもしっかり行っただき、取組が広がっていくことを願っております。

（テクノロジーを活用した業務効率化事業費について）

次に、福 8 ページのテクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金についてです。

I C T 機器の導入は、あくまでも手段であって、目的は、やはり利用者に寄り添う時間を創出することにあると考えております。導入した機器を運用するに当たり、現場で働く方の負荷が増しているような状態であれば、それは本末転倒ではないかと考えております。

そこで、テクノロジーを活用した業務の効率化について、機器の導入後に、現場の質の向上や離職防止につながったかどうかについてはどのような形で検証していくのか教えてください。

天野健康長寿推進課長 県では、購入前から購入後、また実際の運用に至るまで、一昨年度の令和 5 年度に、事業所を支援する総合窓口を設置しておりますので、そちらを通じて、単なる購入にとどまることなく、運用に至るまでの相談対応や、昨年度からは、こうした業務改善に実績のある企業をアドバイザーとして契約しており、その方々による伴走支援も行っております。

（業務効率化・職場環境改善支援事業費補助金について）

福井委員

次に、福 11 ページの業務効率化・職場環境改善支援事業費補助金と、ただいまのテクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金についてお伺いします。

昨日、私も介護現場における処遇改善について質問させていただき、知事からは、単に介護の効率化を進めるのではなく、賃金の向上を図るためにこうし

た機器を導入していくのだという趣旨の答弁がありました。

今回、賃金の向上については、説明の中では触れられておりませんでした、こうした機器を導入することについては、効率化はもとより、賃金の向上にもつなげていくという認識でよろしいのでしょうか。

昨日、知事からそのような答弁がありました、本日の説明では触れられておりませんでしたので、確認させてください。

清水医務課長 今回、業務の効率化に資するものとして計上させていただいております、知事が申し上げたとおり、足元の賃金の向上と、それを生み出す生産性の向上という観点がございます。この事業はどちらかといいますと、限られた人材でいかに効率化を図るかという事業ではございますが、賃金の向上にもつなげていけるような事業にしたいと考えております。

(災害時歯科保健医療提供体制強化事業費補助金について)

福井委員 皆さんがそのような視点を持って事業を進めていただくことをお願いし、最後に、福12ページの災害時歯科保健医療提供体制強化事業費補助金について伺います。

整備される携帯型歯科ユニットですけれども、平時からしっかりと活用されていなければ、緊急時に迅速な対応ができないのではないかと思います。災害時においても、誰一人取り残さない歯科保健医療の提供という観点から、提供までのフローをどのように考えているのか、また、現在の準備状況について教えていただければと思います。

清水医務課長 このユニット、要は車両でございますけれども、県歯科医師会において準備を進めております。今年度初めて購入するものではなく、これまでも一定期間ごとに必要な整備を行っていただいております。

さらに、使い方につきましては、養成研修などにおいて、実際の災害現場で活用できるよう、研修も実施していくこととしております。

(テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金について)

清水委員 福8ページ、先ほど福井委員が質問しましたテクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金について、別の視点から何点か質問させていただきます。

この事業は、もう何年も前から重点施策の一つとして取り組んできたものと認識しております。

今回、3億1,200万円という多額の予算が投入されるわけですが、介護業務につきましては、介護する方、される方ともに非常に多様性があり、テクノロジーを活用することは大変有用であると考えております。

ただ、少し曖昧な部分もございますので、あえてお聞きしたいのですが、介護ロボット及びICT機器とは具体的にどのようなものを指しているのか説明をお願いいたします。

天野健康長寿推進課長 介護ロボットにつきましては、見守りセンサーと呼ばれるもので、例えば呼吸や心拍、睡眠の状態などを測定し、その都度部屋に行かなくてもモニターなどで確認できる機器への希望がございます。また、ベッドと車椅子の間の移動を支援する移動支援機器についても、多くの希望が寄せられております。

また、ICT機器につきましては、施設では広い施設内の離れた場所にいる職員同士が無線で連絡を取り合える、いわゆるインカムと呼ばれるコミュニケーションツールですとか、介護サービスの内容や利用者の状態を管理する記録ソフトなどがございます。これまでは紙で記録していたものを記録ソフトで代

替できる機器が多く導入されております。

清水委員

一例を説明していただいたものと認識しております。

これまで、こうした介護ロボット及びICT機器が予算化され、導入されてきたと思うのですが、県内においてどの程度まで行き渡っているのか、県として、また課長としてどのようにお考えかお聞かせいただけますか。

天野健康長寿推進課長 名称は異なりますが、こうした補助事業は平成27年から実施しており、10年以上が経過しております。

この補助金を活用して何らかのテクノロジー機器を1台でも導入している特別養護老人ホームや介護老人保健施設につきましては、令和7年度末時点で、県内施設の約7割と把握しております。

清水委員

これからも、様々な介護の形が出てきて、それに対応するためのデジタルを中心とする多様な介護の仕組みをつくっていくことになると思います。

今後もこうした予算化は必要であると思っておりますけれども、私がある施設でお話を伺うと、補助金を活用して導入しようと思ったけれども、それを使いこなせる人がいないとか、あるいは別の業務に追われて棚上げになっているといった話をよく聞きます。これは大変もったいない話であり、こうした事業が一見うまくいっているようなだけの形で終わってしまうと、今後大きな問題になると思います。

やはり、補助して導入したものがきちんと活用され、現場で効果を発揮していることが必要だと思います。

先ほど私は使い切れていない、あるいは使われていない要因を人手不足ではないかと申し上げましたけれども、県としてどのように捉えているのでしょうか。

天野健康長寿推進課長 委員御指摘のとおり、購入したものの、あまり活用できていないという話は、私どもも聞いたことがございます。

本来であれば、現場の課題をまず明確にした上で、機器を選定し購入することが重要であると思うのですが、そうした検討の前に、「効果がありそうだ」ということで、補助率も高いことから先に購入し、その後、活用が進まないというケースもあると認識しております。

先ほども少し触れましたけれども、令和5年度に介護福祉総合支援センターという総合窓口を開設しておりまして、購入前の課題は何か、それから購入後の活用に至るまで、一連の相談に対応しております。また、昨年度からは、実際に業務で活用するための伴走支援として、業務改善に実績のある企業をアドバイザーという形で派遣しておりまして、事業所の取組に寄り添いながら支援を行い、実際に機器を使いこなして業務の効率化が図られるよう、支援を行っております。

清水委員

経営マネジメントの基本に、PDCAをいかに回すかという考え方があると思います。今、私が質問したのは、「P」と「D」は行っているものの、「C」がおろそかになっていて、それがどのように有効に機能しているのか分からないという点についてです。

今後、そうした事例は多くあると思いますが、それに対してどのような対策を取っていくのか、先ほども少しお話がありましたけれども、それ以外にも様々な取組が必要だと思いますので、その辺りについて見解をお願いします。

天野健康長寿推進課長 アドバイザーという形で各事業所に対し、伴走支援や実際の活用につながるような取組を行っているところですが、年度末には報告会を開催するなど、裾野を広げ、多くの事業者に参加していただきながら、こういう使い方をするとより効率的であるといった事例を共有してまいります。

このため、一部の事業者への支援にとどまらず、多くの事業者においても、購入した機器を有効に活用していただけるような取組を進めてまいります。

(介護支援専門員支援センター運営費について)

山田委員

桐原委員の質問に関連してお伺いします。

福8ページから9ページ、特に介護支援専門員支援センター運営費についてですが、先ほど課長から説明がありました、潜在的なケアマネジャーが約3,000名いるということについて、その理由をもう一度説明していただけますか。

天野健康長寿推進課長 介護支援専門員は登録制になっておりまして、令和8年5月現在で5,198名登録されておりますが、実際に現場で働いていらっしゃる方は1,409名となっております。

登録者数は5,198名でございますが、現在現場で働いていらっしゃる方は1,409名であり、その差は約3,000名となっております。要は、登録はされているものの、実際には働いていない方が約3,000名いらっしゃるということでございます。

この方々が現在、どのような理由で業務に従事していないのかについて、実態を把握できていないという状況でございます。

山田委員

私は代表質問でも質問しましたし、ここのところ何度か本会議でも取り上げてまいりました。

介護支援専門員につきましては、研修制度があまりにも厳し過ぎると思っております。介護保険は3年ごとに公定価格の改定をしてきましたが、そのたびにケアマネジャーに求められるものも厳しくなってきたと認識しております。

山梨県のケアマネジャーの5年ごとの研修もあまりにも厳し過ぎますし、法定研修時間もどんどん増えてきました。

私も自民党の政務調査会の関係者が来た際には、必ずこの話をしており、研修制度については、国も課題を認識したと思っております。

ケアマネジャーがなぜ続かなかったのかということですが、その一因として、88時間に及ぶ研修の負担があったと思っております。介護支援専門員協会にもお願いしてまいりましたが、東京など他県では、もう少し違った形の研修を行っております。施設ケアマネジャーの方からは、居宅介護支援を中心とした内容が多く、負担に感じるという声も聞いております。

また、本会議でも申し上げましたが、居宅介護支援事業所はどんどん減ってきております。そのため、福4ページにあります周辺事業所休廃止時等利用者受入支援事業費補助金なども含め、一連の対策として実施されているものと考えております。

そうしたことから、潜在ケアマネジャーがいる背景には、研修負担の問題もあるのではないかと考えております。一度研修を受けると、もう受けたくないという声も現場では聞いております。これまでもそうした方々の掘り起こしに取り組んできたと思いますし、私も国に対して、ケアマネジャーの資格と研修は分けて考えるべきではないかと申し上げてまいりました。現場では日常業務に加えて、今言われているシャドーワークも増えております。

そこで、逆にお伺いしたいのですが、福9ページの介護支援専門員支援セン

ター運営費について、この約1,000万円を投じて、最終的にどのような成果を目指しているのか、お答えいただけませんか。

天野健康長寿推進課長 委員御指摘のとおり、研修が厳しいという部分については把握しておりますし、平成30年度に介護支援専門員の受験資格そのものが厳しくなったこともございまして、現場で働く方が減っていることも認識しております。

先ほど、大きく2つの役割と申し上げましたが、それ以外にも、現在働いていらっしゃる方々や、働いていないけれどもこれから戻ろうという方々の相談窓口としても、センターに役割を担っていただきたいと考えております。実態を確認しながら掘り起こしを行うとともに、今働いている方の負担軽減を図り、日々の相談対応にも応えていきたいと考えております。

山田委員 よく実態を把握した上で、あえてこの1,000万円をかけるわけですから、その成果については、既にある程度見えているものと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。これ以降の質問につきましては、直接担当課に伺います。

(生活困窮世帯LPガス支援金給付事業費について)

名取委員 福の2ページ、生活困窮世帯LPガス支援金給付事業費について伺います。まず、支援金の支給までの手順について、改めて教えてください。

川崎福祉保健総務課長 対象者から申請書を提出いただきまして、その申請書に基づきまして県から現金を口座へ支給するという流れで考えております。

名取委員 今回、住民税非課税世帯を対象とする事業ですけれども、先ほどの灯油券配付事業の際にも住民税非課税世帯を対象としていたことから、市町村等からデータを収集し、対象者は既に把握されているということによろしいでしょうか。

川崎福祉保健総務課長 灯油券配付事業につきましては、令和6年度の住民税非課税世帯を対象としております。対象時点が1年更新されていることから、必ずしも一致するものとは認識しておりません。

名取委員 そうしますと、今回のLPガス支援金の支給につきましても、改めて市町村から住民税非課税世帯の対象者データを頂いた上で、事業を開始するというところでよろしいですか。

川崎福祉保健総務課長 市町村からデータを頂くというわけではなく、非課税者自らが市町村から非課税証明書の交付を受けていただくことを考えております。

なお、高齢者や障害のある方で、窓口へ行くことが困難な方につきましては、県に委任していただくことにより、県が代理で取得する仕組みにつきましても、現在、市町村と協議しているところでございます。

名取委員 先ほど冒頭で申請書からの手順を説明していただきましたので、その前の部分について、私の認識が少し違っておりました。

そこで確認ですが、2年前の灯油券配付事業のときと同じようなプッシュ型ではなく、申請書をお送りしてチェックを入れて返送していただく方式ではなくて、御本人が住民税非課税世帯であることの証明書を市役所や役場で取得し、それを添えて申請を行うということによろしいですか。

川崎福祉保健総務課長 御指摘のとおりでございます。

名取委員 住民税非課税世帯、あるいは生活困窮者への支援ということで、必要な事業ではあるのですが、この間実施してきた灯油券配付事業の教訓が、本当に生かされているのかと思うわけです。

1回目は、今おっしゃったように、今回採用する方式で、御本人が非課税証明書を役所でもらい、それを添えて申請するという仕組みでした。これも、そこまで行かなければならないということで、手間がかかるという問題がありました。

2回目は、プッシュ型で郵送する方式でしたが、それを確認する作業や、先ほど説明がありましたように、データを頂いて対象者を明らかにしてから進める必要があったことから、時間がかかったと認識しております。また、共通する課題として、事業を担っていただく事業者の選定過程において、入札不調があったと聞いております。

こうした教訓が本当に生かされているのかと思うのですが、今回、教訓を生かしてどのような点を改善したのか、教えてください。

川崎福祉保健総務課長 それぞれ、2回、異なる方式で実施してきたところでございますけれども、名取委員から御指摘いただいたとおり、プッシュ型で行う場合には、市町村からデータを選別していただく必要があります、そのために1か月強の期間を要するというので、今回は緊急的に支給したいという事情もあり、断念したというのが一つ大きな理由でございます。

また、今回はL Pガスを使用する世帯という要件がございますので、L Pガスの使用状況については把握ができないということもあり、プッシュ型を断念したというのが、もう一つの大きな理由でございます。

そうした中で、どのように行き渡らせるか、また周知するかにつきましては、ケースワーカーや民生委員、児童委員など、様々な福祉関係者の活動を通じて周知していくことも考えております。また、前回も実施いたしましたけれども、新聞折り込みチラシやSNS等を活用し、様々な媒体を通じて幅広く周知に取り組んでいきたいと考えております。

名取委員 本会議での答弁でも、8月下旬から申請を受け付け、9月から支援金を支給するというのでございました。しかし、それ自体が、緊急性があると言いながらも、少し遅過ぎるのではないかと思います。

本会議でも菅野議員が提案いたしましたけれども、日本共産党としては、国の電気代・ガス代支援の対象とならないL Pガス利用者への支援策として、L Pガス事業者を通じて使用料を値引きする仕組みを提案しております。私の調査では、今年度も34都道府県が同様のL Pガス支援を行っております。事業者には支援金を交付し、使用料を値引きしていただく仕組みであるため、利用者にとっては申請の必要がありません。

知事は本会議で、富裕層まで支援の対象になるのではないかと指摘をされましたけれども、住民税非課税世帯でもなく、富裕層でもない、いわゆる中間層に当たる方々も、今は支援が必要な状況にあると思います。L Pガスを利用している世帯の中には、今回の県の制度では対象とならない世帯も出てきてしまいます。国は電気代や都市ガスについて事業者支援を行いますので、それらを利用している方には恩恵がありますが、L Pガス利用者には同様の支援が十分に届かない面があります。

そこで、今回対象とならない世帯を含めて支援を届けるという意味でも、L Pガス利用世帯全体を対象とした方がよいと思いますし、その方が、先ほど申

し上げたように、より早く、簡易な手続で支援を届けることができると思います。緊急性が求められる今、こうした方法こそ必要ではないかと思いますけれども、検討してみてもいいでしょうか。

川崎福祉保健総務課長 県としては、特に生活が困窮している方を重点的に支援していきたいという考えの下、制度を構築させていただいております。そのため、一律に広く行き渡る形にすれば、より迅速に支給することも可能でございますが、それよりも支給できる金額に重きを置きまして、今回の制度を提案させていただいております。

名取委員 今回、物価高騰に加えて中東情勢の影響もあり、より緊急性が求められているわけで、本会議でも多くの議員が指摘されました。今、事業者の皆さんは、部材が入らず仕事ができない、部材価格の高騰により経費が増加しているなど、様々な御苦勞をされております。

生活困窮者はもちろんですが、もっと幅広い方々が今、大変な状況に置かれているわけですから、そういう意味でも対象者を広げ、かつ迅速に支援を届ける方法を取るべきだと思います。今後は、ぜひそうした点についても検討していただきたいということを意見として申し上げまして、質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第77号 令和8年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第81号 和解及び損害賠償額の決定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5－12号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求めることについて

意見

名取委員 まず、この請願でいう現行の健康保険証については、現在、マイナ保険証を利用していない方などに発行されている資格確認書も、従来の健康保険証と同様の取扱いとされていることから、資格確認書を含むものとして理解していただきたいと、請願者から伺っております。

この資格確認書につきましては、75歳以上の後期高齢者分について、今年8月以降は発行の有無が各広域連合の判断に委ねられることとなりました。し

かし、全国で判断が分かれることにより、資格確認書の発行の有無に差が生じることがあってはならないと考えます。やはり、国の方針として資格確認書の発行を継続するよう求めていくことが必要であると考えます。

一方、マイナ保険証につきましては、この 5 月に会派で県内の医療機関への聴き取りを行った際にも、患者の住所変更データが反映されていなかった事例など、引き続きトラブルが発生していることが分かりました。

こうしたことから、健康保険証や資格確認書を継続して発行することが必要であると考えます。

よって、本請願を採択することを提案いたします。

大久保委員

私は、継続審査とすることが適当と考えます。

理由でございますが、国においては、令和 6 年 1 2 月 2 日から健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。また、紙の健康保険証の有効期限も順次満了を迎えており、制度の移行が進められておるのも事実です。

国では、マイナ保険証を医療 D X の基盤と位置づけており、医療機関等における情報共有の推進や事務の効率化を通じて、より質の高い医療サービスの提供を目指しております。

マイナ保険証の利用により、本人同意の下で、薬剤情報や特定健診情報等を確認できることから、適切な診療や重複投薬の防止など、患者と医療機関双方に一定のメリットがあるとされております。

一方で、マイナ保険証を保有していない方や利用登録をしていない方に対しては、資格確認書が交付されておまして、これまでと同様に医療機関を受診できる環境が整備されております。このように、国においてはマイナ保険証を基本としつつも、資格確認書の発行により全ての被保険者が必要な医療を受けられるよう対応が図られているところであります。

請願の趣旨である現行の健康保険証の存続については、既に健康保険証の新規発行終了後の制度運用が進められている状況にあることから、今後の制度運用や国の動向等を引き続き注視する必要があります。

ゆえに、これらの状況を踏まえ、今後の国の動向を注視していく必要があることから、継続審査することが適当と考えます。

討論

名取委員

私は、請願第 5 - 1 2 号、現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

背景や理由については先ほど意見をさせていただきました。

引き続き、マイナ保険証をめぐるトラブルが続いております。また、一方、現行の健康保険証と同じ扱いとなっている資格確認書についても、今後、各県の広域連合の判断に発行の有無が委ねられるという中でありますので、国に対してしっかりと資格確認書を含め、発行を求めていくことが、今、大切な時期になっておりますので、この際、この請願を採択し、意見書を提出することを求め、賛成討論といたします。

採決

採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

※請願第 7 - 4 号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求めることについて

意見

名取委員

請願第7－4号に対して私の意見を述べさせていただきます。

まず、この請願で訴えている医療機関の経営につきましては、引き続き厳しい状況が続いております。

全国でも、県立病院・国立病院・赤十字病院など、地域の拠点病院の閉院が相次いでいます。それに対して、今年度、診療報酬が3.09%と30年ぶりにプラス改定となったわけですが、現状を直視すれば、この経営困難の根本的解決にはほど遠く、なお十分とは言えない状況です。

日本病院会など、病院6団体は、もともと診療報酬について10%の引上げが必要と求めておりましたから、3.09%ではとても足りません。

この請願項目では、診療改定の再改定について国に意見書の提出を求めています。これは、今年度の診療改定の結果を受けても、抜本的な再改定が必要になっていることから、引き続き有効な内容だと考えます。

よって、本請願を採択することを提案いたします。

渡辺（大）副委員長 私は、継続審査すべきという立場から意見を述べさせていただきます。

本請願の趣旨は、医療機関の事業継続や医療現場における人手不足の深刻化などの課題を指摘するものであります。

これらは、県民の命と健康を守る観点から、地域の医療提供体制の維持・確保において極めて重要な課題であると認識しております。

診療報酬制度は、国の社会保障制度の根幹を成すものであり、その見直しに当たっては、国全体の財政状況や医療保険制度の持続可能性を踏まえた慎重な対応が必要であります。国においては、令和8年度診療報酬改定が実施され、診療報酬本体の引上げなど、医療機関の経営環境の改善に向けた措置が講じられているところであります。

一方で、物価・エネルギー価格の高騰や人材確保に伴う人件費の上昇など、医療機関を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

また、今回の診療報酬改定が、医療機関の経営改善や人材確保、地域医療提供体制の維持にどの程度効果をもたらしているのかについては、引き続き検証していく必要があると考えます。

さらに、国による追加的な支援策や補助制度の拡充については、社会保障制度全体との均衡や財政的な影響を踏まえながら検討すべきものであると考えます。

よって、本請願については、継続審査が妥当であると考えます。

討論

名取委員

私は、請願第7－4号、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求めることについて賛成の立場から討論し、採択を求めるものであります。

先ほど、背景や私の考えについては意見を述べさせていただきました。

今年度の診療報酬改定については、まだ不十分であるということも申し上げました。また、これは中東情勢の危機が差し迫った状況となる前に決定された内容であると思います。

先日も、ある歯科医師の方とお話をいたしましたが、中東情勢の影響により様々な資機材が値上がりしているということを切実におっしゃっていました。こうした状況に対応するためにも、引き続き診療報酬の再改定を求めることは、医療現場からの当然の要求ではないでしょうか。

そのためにも、この請願を採択し、本議会として意見書を提出することが適切であると考えますので、皆様の御賛同をお願いしたいと思います。

採決 採択の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

※請願第8－1号 訪問介護報酬の引下げ撤回を早急に行うことを国に求めることについて

意見

名取委員 請願第8－1号について意見を申し上げます。

まず、今回の請願の提出者から、請願の趣旨説明資料を先日いただきましたので、そこから一部を紹介したいと思います。

2025年の介護事業の倒産件数は過去最多の176件に上ったそうです。訪問介護の倒産が突出した背景には、報酬のマイナス改定が影響していたとされております。

国は、訪問介護の報酬を引き下げても処遇改善加算でカバーできると説明していましたが、実際に最上位の加算を取得できたかどうかについて、県内でアンケートを行ったところ、取得できたのは40.3%の事業所だったそうです。一方で、最上位の加算を取得できなかった事業所は48.6%であったとのこと。

加算を取得できなかった理由としては、加算取得に伴う事務負担が重過ぎることや、職員が不足していることなどの声が寄せられたそうです。

そもそも、処遇改善加算については職員の給与として支払うものであり、事業所の経営改善にはつながりません。また、基本報酬が引き下げられれば処遇改善加算も下がる仕組みであり、根本的な改善にはならないという意見が多く出されたそうです。

2026年度の介護報酬改定の内容が厚生労働省から示され、2027年度の本改定を待たずに実施される期中改定として、改定率は全体でプラス2.0%とされました。内訳は、介護職員の処遇改善分がプラス1.95%、基準費用の見直し分がプラス0.09%であります。

しかし、訪問介護事業所の報酬引下げの撤回は行われず、処遇改善加算では事業所の経営改善につながらないことは、先ほど述べたとおりです。このように、訪問介護事業所の経営は厳しい状況にあり、今回の改定内容は十分なものとはなっておりません。

また、全国では307の地方議会から、この請願と同趣旨の意見書が提出されております。さらに、小規模自治体を含めると309自治体が採択していると聞いております。

タブレットにも請願資料が掲載されておりますが、この請願に賛同する事業所について県内で調査したところ、甲府市23、甲斐市8、富士吉田市3、都留市3、笛吹市4、甲州市4、南アルプス市6、北杜市5など、計81事業所が請願の採択を求めて賛同しております。この現場の声に耳を傾けるべきだと考えます。

また、議会においても、この間、介護報酬改定に関する質問や答弁が行われております。

昨年9月議会の一般質問では、小沢栄一議員が、急速な高齢化の進展に伴い、介護人材の不足が地域の介護サービス提供体制を維持する上で極めて深刻な課題であると指摘したのに対し、長崎知事は、介護人材の確保が一層厳しくなっているとした上で、介護職員の処遇改善や地域間格差の是正に向けて、介護報酬制度の見直しを国に強く要望していくと答弁されております。

また、昨年12月議会では、今日もいらっしゃいます大久保議員がこの問題を指摘されたのに対し、長崎知事は、昨今の急速な物価高騰に加え、昨年度の介護報酬引下げの影響により、訪問介護事業所の経営環境は非常に厳しい状況にあると認識していると述べ、介護報酬の臨時改定や訪問介護の移動時間の介護報酬への反映など、訪問介護事業所の経営安定化に向けた措置を国に強く要望していくと答弁されております。

こうした議会や執行部が一体となって訪問介護の報酬改定を求めている流れを踏まえても、本請願を採択し、国に意見書を提出することは適切であると考えます。

以上、私の意見とさせていただきます。

渡辺（大）副委員長 私は、今回の請願について、継続審査すべきとの立場から意見を申し上げます。

訪問介護事業を取り巻く経営環境は、介護人材の確保や物価高騰への対応など、引き続き厳しい状況にあり、地域における在宅介護サービスの基盤維持に関わる重要な課題であると認識しております。

一方、国においては、令和8年度に介護報酬改定による処遇改善措置が講じられるとともに、社会保障審議会介護給付費分科会において、令和9年度介護報酬改定に向けた検討が進められております。

よって、本請願の取扱いについては、これらの施策による効果や今後の制度見直しの動向を見極める必要があることから、引き続き慎重に審査を行うことが適切であると考えます。

以上の理由から、本請願については、継続審査が適当であると考えます。

討論

名取委員

私は、請願第8－1号、訪問介護報酬の引下げ撤回を早急に行うことを国に求めることについて、賛成の立場から討論し、採択を求めるものであります。先ほど、私の考えや請願者の意見については述べさせていただきました。

地域の事業所からも求められております。また、議会の質問においても多くの議員がこの問題を取り上げ、執行部も知事を先頭に介護報酬の引上げを求めているわけですから、この請願を採択することに何ら支障はないと考えます。意見書を提出することは、その意思をより明確に示すことになるのではないのでしょうか。

採決

採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第72号議案「山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

水岸委員

（障害児者施設整備費補助金について）

山梨県の障害児者施設整備費補助金について伺います。

物価高騰が続く中、近年、福祉施設の運営は大変厳しい状況が続いており、施設整備にも大変苦慮していると聞いております。

県では、福祉施設の整備に対し、障害児者施設整備費補助金により支援を行

っていることは承知しておりますが、まず、この補助金の概要について伺います。

平田障害福祉課長 障害児者施設整備費補助金については、障害児者施設の確保を図るため、国庫補助制度を活用し、社会福祉法人などの民間事業者が行う施設整備に対して助成を行うものでございます。

施設整備に要する経費については、国2分の1、県4分の1、事業者4分の1の負担により助成するものでございます。

水岸委員 次に、令和6年度以降に新たに整備した施設について、補助先と補助金額を教えてくださいと思います。

平田障害福祉課長 令和6年度以降に創設した施設で申し上げますと、令和6年度は3件ございます。補助先ですが、NPO法人ジット会に1億9,665万4,000円、NPO法人ヒューマンサポート翼に2,162万2,000円、合同会社キッズサポートに4,425万4,000円の補助金を交付しております。

続きまして、令和7年度につきましては、創設が5件ございます。社会福祉法人山梨県社会福祉事業団に3億6,250万円、社会福祉法人多幸福社会に1億8,125万4,000円、株式会社あんしんに1億3,778万8,000円、社会福祉法人ゆうゆうに8,323万円、株式会社まるやに541万9,000円を交付しております。

水岸委員 ただいま答弁のありました補助先において、どのような施設整備を行ったのか、お伺いします。

平田障害福祉課長 令和6年度の3件でございますが、まず、NPO法人ジット会は南アルプス市に設置されており、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、放課後等デイサービスでございます。

次に、NPO法人ヒューマンサポート翼は都留市に設置されており、共同生活援助、いわゆるグループホームでございます。

3つ目、合同会社キッズサポートは南都留郡富士河口湖町に設置されており、就労継続支援B型と就労移行支援でございます。

令和7年度の5件につきましては、まず、社会福祉法人山梨県社会福祉事業団は大月市に設置されており、施設入所支援、生活介護、短期入所でございます。

次に、社会福祉法人多幸福社会は大月市に設置されており、児童発達支援センターでございます。

また、株式会社あんしんは笛吹市に設置されており、児童発達支援センターでございます。

社会福祉法人ゆうゆうは南アルプス市に設置されており、児童発達支援センターでございます。

最後に、株式会社まるやは富士吉田市に設置されており、放課後等デイサービスでございます。

水岸委員 補助先の事業内容については承知しました。誰一人取り残さない社会の実現に向けて、障害児者を支える福祉施設への支援は大変重要であると思います。

今後とも、補助事業の目的が達成されるよう、県として引き続き取り組んでいただきたいと思います。答弁は結構です。

(第8次山梨県地域保健医療計画について)

清水委員

第8次山梨県地域保健医療計画の内容について、何点かお尋ねいたします。

この計画は、令和6年から令和11年までの6年間を計画期間としており、ちょうど折り返し地点に差ししかかっていると認識しております。福祉立県山梨を支える大変重要な計画であります、その中でも特にデジタル医療立県やまなしの取組について、何点かお尋ねしたいと思います。

先ほどから、デジタルに関連した介護制度の話がいろいろ出ておりますけれども、デジタルを推進する人材の育成は、これからの福祉立県を支える上で最も重要な視点の一つであると思っております。

山梨県としても、こうしたデジタルを駆使する、いわゆるアドバンスト・エッセンシャルワーカー、AEWの育成に從來から取り組んでいるところでありますが、改めて、このAEWの果たす役割がどのようなものなのか、説明をお願いいたします。

清水医務課長

AEWの役割については、将来にわたり質の高いサービスを提供し続けるためには、デジタル技術やデータの活用による業務の効率化が重要である一方、現場においてデジタル技術を活用できる人材は不足している状況にあります。

このため、現場を理解する看護職が、AIやデジタル技術を駆使して現場の課題解決に取り組み、医療の質の向上や業務改善を主導していくことが、AEWの役割であると考えております。

清水委員

今、役割についてお話しいただきましたけれども、これまでのAEWの育成について、どのような形で進捗してきているのか、御説明いただけますか。

清水医務課長

現在の進捗状況でございますけれども、AEWに必要な人材像や育成方法について、現在検討している段階でございます。医師、看護師、学識経験者などを中心とした検討会を開催しているところでございます。

また、医療DXの支援ノウハウを持つアドバイザーを県内2病院に派遣し、医療機関におけるDXを活用した課題解決や業務効率化に向けた提案などの支援を行っているところでございます。

今後は、この支援の結果を先ほど申し上げた検討会にフィードバックし、実効性のある人材育成の方向性を明確にして、今後の育成につなげてまいりたいと考えております。

清水委員

エッセンシャルワーカーの分野は非常に幅広く、先ほどから出ております介護や医療、物流、倉庫、サービス業など、様々な分野において、こうした専門人材が必要であるということだと思います。

特に、今お話しいただいた医療現場において、AEWが果たす役割や、どのような効果が期待できるのかという点について、もう少し御説明いただけますか。

清水医務課長

どのような効果が期待されるのかということですが、DX化により、業務の効率化や職員の負担軽減につながるほか、医療人材の働きやすさの向上や定着にもつながり、各医療機関の生産性や医療の質が高まることが期待されております。

さらに、こうした取組を積み重ねることで、例えば、患者と向き合う時間が創出され、専門性の高い看護が実践できるなど、患者に対する質の高いサービスの提供にもつながるものと期待しております。

清水委員 第8次計画は令和11年度まででありますので、ちょうど折り返しを迎え、残り3年となっております。その中で、デジタル医療立県やまなしの実現という観点からも、AEWの果たす役割は極めて大きいと思っております。

今後、特に残された3年間において、どのような点に重点を置いて取り組んでいこうとしているのか、お話しいただけますか。

清水医務課長 現在、国においても医療分野のデジタル化を成長戦略の柱の一つと位置づけ、全国医療情報プラットフォームの構築や電子処方箋の普及など、医療DXの推進に取り組んでおります。

こうした動きを背景に、本県においても、人口減少に伴う医療人材不足などを踏まえ、デジタル活用を一層進めることが重要であると考えております。

このため、AEWの育成を進め、その効果を県内の医療機関へ広げることなどにより、限られた医療資源の中でも質の高い医療を提供し続けられるよう、デジタル医療立県やまなしの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

清水委員 先ほど申し上げましたように、この分野は非常に幅広く、様々な成果を見える形で示していくことはなかなか難しいと思います。

ぜひ、KPIやKGIをしっかりと設定した上で推進していただきたいと思います。これは要望ですので、回答は結構です。

(地震による被害について)

福井委員 先週末の震度6弱の地震による被害についてお尋ねします。県内の病院や障害児支援施設等における被害の状況について伺います。

川崎福祉保健総務課長 特別養護老人ホームでは、上野原市でエレベーターの停止、都留市でも同様にエレベーターの停止、また、忍野村でもエレベーターの停止があったとの報告を受けております。

また、富士吉田市の特別養護老人ホームでは、ガスの停止が1件あったとの報告を受けております。

医療機関では、甲府市の病院において、外壁の破損、エレベーター1台の停止、蛍光灯のゆがみなどが報告されております。

障害福祉施設につきましては、特に被害の報告は受けておりません。

薬局につきましては、上野原市で2薬局において棚の商品が一部落下したとの報告を受けております。また、富士吉田市につきましては、被害の詳細は把握していない状況でございます。

福井委員 患者や入居者の皆さんにつきましては、混乱はあったと思いますが、適切な医療が提供され、また、障害児の皆さんにつきましても、精神的に落ち着いて過ごすことができているという認識でよろしいですか。

川崎福祉保健総務課長 そのような御認識で間違いないと思います。

福井委員 エレベーターの停止といった被害につきましては、おおむね解消されているということですのでよろしいのか、確認させていただきたいと思います。

また、外壁の剥がれなど、修繕が必要な箇所も出てきているのではないかと思います。被害額の把握や今後の対応につきましては、これからということですのでよろしいですね。

川崎福祉保健総務課長 御認識のとおりです。

名取委員 (診療所の設備更新や導入への支援について)
診療所の設備更新や導入への支援について伺います。
先ほど、保険証のところでも聴き取りを行ったと申し上げましたが、県内の診療所などでは、マイナンバーカードのカードリーダーの保証期間が間もなく終了するため、更新費用が非常に高額になると聞いています。
また、2030年の電子カルテの標準化に向けても、導入費用が数百万円かかるのではないかという懸念もあるそうです。高齢の医師の方の中には、これを契機に診療所を閉鎖する方もいらっしゃるかと聞いています。
地域の医療体制を確保するためには、こうした更新費用や導入費用を支援する仕組みが必要であると考えますが、県としてはどのように取り組んでいるのか伺います。

清水医務課長 現在、そのような支援事業はございませんが、今後、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

名取委員 今後、新設を含めて検討していただきたいと思います。
確認ですが、賃金アップや環境改善、持続化給付金など、今回、設備の更新にも活用できるよう対象が拡大されたものがあります。これらを活用して、医療機関などで機器の更新を行った事例はあるのでしょうか。

清水医務課長 今のところ、そういう事例は確認できておりません。

主な質疑等 教育委員会関係

※第68号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑

清水委員 委員の要件についてお尋ねします。こちらに学校教育の関係者や学識経験者とありますが、先般、この委員会で総合教育センターを訪問した際に、相談窓口へ不登校に関する相談がかなり寄せられているという話を伺い、やはりそうかと思いました。委員の中には、当然そのような方も加えていただきたいと思いますし、既に考慮されているのかもしれませんが。
また、私の地元にはギャンブル依存症の支援団体であるグレイス・ロードがありますが、そこにも保護者から、「子供がまだ小さいが、スマホばかりやっていて学校に行かず困っている」といった相談がかなり寄せられているとのこと。そうしたことから、不登校の要因は様々なところにあると思います。したがって、不登校につながる要因を幅広く捉え、そのような観点も含めて委員を選定していただきたいのですが、その点についてはいかがでしょうか。

田中特別支援・児童生徒支援課長 委員御指摘のとおり、様々な要因により不登校となる児童生徒がいる中で、これまでは、教育関係者を中心に組み込んでまいりましたが、例えば民間で不登校支援を行っている方などにも委員として加わっていただき、広く御意見を伺う中で、不登校対策を検討してまいりたいと考えております。

名取委員 私も、委員の選定に当たっては、広く不登校支援の活動に取り組まれている支援団体やフリースクールの関係者など、各方面から参加していただくことが必要と考えます。

質問ですが、この条例改正の背景には、「誰一人取り残されない学びの保障を実現するため」との記載があります。学びの保障という観点から、不登校の児童生徒に対して学びの環境を保障することは当然必要ですが、そこだけを中心になってしまうと、子供の心の傷やその回復など、不登校児童生徒への支援という根底の部分が軽視されてしまう懸念があります。

不登校の子供への支援については、子供の権利を土台とし、子供の心の傷への理解と十分な休息、回復の保障を基本に据えることが必要と考えますが、この検討委員会ではどのような形で取り組んでいくのか伺います。

田中特別支援・児童生徒支援課長 委員御指摘のとおり、不登校となった子供たちへの心のケアは大変重要であると考えております。県としましては、これまでもスクールカウンセラーによるケアやスクールソーシャルワーカーによる支援などをしてまいりましたが、それらも含め、県の施策について様々な立場の方から広く御意見を頂戴し、委員御指摘の点も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

福井委員 この山梨県不登校対策検討委員会の設置についてですが、具体的に年間を通じてどのようなスケジュールで運営していくのか教えてください。

田中特別支援・児童生徒支援課長 年間2回の開催を予定しております。今年度は、本議案を議決いただいた後、9月頃を目途に第1回を開催し、その後冬頃を目途に第2回を開催する予定としております。現在、そのような計画で進めております。

福井委員 回数については、不登校が急速に増加しているような傾向が見られる場合などには、状況に応じて適切に判断していただき、2回に限定せず、柔軟に開催していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

田中特別支援・児童生徒支援課長 委員御指摘の点を踏まえまして、今後しっかり私たちが検討してまいりたいと思います。

山田委員 この委員会を設置すること自体にはもちろん賛成ですが、もう一度原点に立ち返って考えますと、今さら国民の三大義務を持ち出すまでもありませんが、保護者にはその子供に教育を受けさせる義務があります。これまでの議論では、その保護者の視点についてほとんど語られていないように感じますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

田中特別支援・児童生徒支援課長 保護者に対する支援と考えてよろしいでしょうか。

山田委員 要は、家庭環境も含め、家庭教育が崩壊して、小児科医の話では、診察してみると、「この子を治すには、まず親を診なければならない」というような事例も実際にあると聞いています。今さら国民の義務について申し上げるつもりはありませんが、保護者が子供を学校に通わせるための環境を整えることも非常に重要です。憲法においても保護者の役割が規定されていることから、子供のことばかりに目を向けるのではなく、保護者の側面についても併せて見ていかなければ、問題全体の改善にはつながらないと私は思っています。

その意味で、この委員会が設置されるに当たり、保護者への視点を含めてど

のような役割を担っていくのかをお伺いしています。

田中特別支援・児童生徒支援課長 御指摘いただいた点も踏まえ、この委員会においてしっかりと検討していただきたいと考えております。保護者の視点につきましては、県といたしましても、保護者向けのセミナー等を開催する中で、保護者への支援や理解の普及に努めているところでございますが、委員御指摘の点も踏まえ、委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

山田委員 答えはいいです。要は、児童養護の世界でもネグレクト、親が養育をしないことの視点も含めて言っているので、併せてお願いします。

渡辺（大）副委員長 今、たくさんの委員から質問がありましたが、改めてこの委員会を設置することになった背景と経緯について伺います。

田中特別支援・児童生徒支援課長 改めてということで、お答えします。

先ほど御説明させていただいたとおり、不登校の要因が非常に多様化・複合化している現状がございます。そのような中で、教育分野だけで対応することは難しい部分もあるため、医療分野や福祉分野とも連携しながら取り組んでいくことが重要であると考えております。

また、令和7年度に実施いたしました知事と語る山梨づくりの場において、早期対応の観点から、就学前からの支援の必要性について専門家から御指摘をいただいたところでございます。

そこで、教育・医療・福祉の各分野が連携し、就学前からの支援を含めた不登校対策について全庁的に検討し、総合的に展開していくため、検討委員会を設置することとしたところでございます。

渡辺（大）副委員長 委員会の設置の趣旨と役割については理解しました。

一方で、検討が議論にとどまることなく、現場の子供たちや保護者にとって実効性のある支援につなげていくことが何よりも重要であると考えます。

そこで、委員会における検討結果をどのように具体的に施策に反映し、不登校対策の充実・強化につなげていくのかお伺いいたします。

田中特別支援・児童生徒支援課長 委員御指摘のとおり、私どもも、本委員会における検討結果を速やかに県の具体的な施策に反映し、実効性のある支援につなげていくことが重要であると考えております。このため、委員会で整理された課題や方向性については、市町村や学校現場などと十分に情報共有を図りながら、関係機関と連携し、現場の実態に即した取組を部局横断的に速やかに展開してまいりたいと考えております。

特に、早期対応や未然防止の観点を踏まえ、就学前からの切れ目のない支援体制の在り方や専門機関との連携強化に加え、保護者支援のさらなる充実、情報提供の強化などについても検討を進めてまいりたいと考えております。

また、これらの取組については、実施状況や効果を継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うなど、実効性の高い不登校対策となるよう努めてまいりたいと考えております。

渡辺（大）副委員長 本委員会の設置を契機として、これまでの取組をさらに発展させ、教育・医療・福祉が連携した実効性のある不登校対策が着実に進められることを期待しております。

引き続き、現場の実態に寄り添いながら、子供たち一人一人に応じた支援の

充実に取り組んでいただくよう要望し、質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

福井委員 （高等学校等教育改革促進事業費について）
教の5ページ、高等学校等教育改革促進事業費について伺います。
先ほど教育長から、62億円の採択を受けたとの非常に喜ばしい報告がありました。今後、県立学校の魅力がさらに高まることを大いに期待しております。
この教育改革は、点ではなく面として県全体に展開していかなければならないと考えます。その点について、まず覚悟をお聞かせいただきたいと思います。
また、この4つの拠点校のみが高度な学びの場となり、他校との間に教育格差が生じるようなことは、絶対に避けなければなりません。県立高校全体への波及効果や、県全体の教育水準の底上げをどのように図っていくための方策についてお伺いいたします。

数野高校教育課長 本事業では、拠点校を先導的なモデル校として位置づけ、その成果を県立高校全体に波及させることを前提としております。
具体的には、拠点校における授業実践やカリキュラム、さらには外部機関との連携に関するノウハウについて、教員研修や公開授業等を通じて県内各校へ広く共有してまいります。
また、地域の産業界や大学等との連携についても、拠点校に限定することなく、各校が参画できる仕組みを構築し、全県的なネットワークの構築を進めてまいります。
拠点校における先進的な取組を基盤としながら、その成果の県内全域への横展開を着実に図り、県全体の教育水準の向上と均衡ある発展を確実に進めていきたいと考えております。

福井委員 拠点校にのみ生徒が集中するような状況は避けなければなりません。現在も定員割れが続いている学校もあることから、そうした学校においても質の高い学びが提供され、拠点校との連携を通じて生徒が多様な学びを享受できる体制の構築をぜひお願いしたいと思います。
実効性のある教育活動にするために、現場にいる教職員の指導力向上、企業や大学との円滑な連携体制の構築、さらに整備された教育環境を生かしたカリキュラムをどのように開発していくのか、その実践を支える教職員への支援をどのように行うのか、さらには拠点校における実践的な学びを他校へどのように展開していくのかについて具体的にお聞かせください。

数野高校教育課長 整備後の取組については、拠点校への設備導入にとどまらず、カリキュラムの開発とその成果の展開を重視しております。
まず1点目として、先端設備や外部講師を活用した実践的なカリキュラムを体系的に構築し、県内他校においても活用可能なモデルとして整理していきます。
2点目として、こうした学びを担う教員の育成が重要であることから、研修

の充実や拠点校における実地研修等を通じて、教員の指導力向上を支援してまいります。

3点目として、授業実践や教材、指導ノウハウについて、公開授業や成果報告会、教員間のネットワーク等を通じて県内各校へ広く共有してまいります。

実践的な学びを県内全域へ横展開し、教育の質の向上につなげてまいりたいと考えております。

福井委員

もっとも、県内には魅力ある私立学校も数多くあります。公立学校の生徒だけでなく、私立高校とも連携を図りながら、山梨県の子供たちを全体で底上げしていくという視点をしっかりと持って取り組んでいただきたいことを要望いたします。

(いじめ・不登校対策事業費について)

次に、教の6ページ、いじめ・不登校対策事業費の1のマル新のところですが、ICTを活用したPBLのワークショップが計上されています。

ただ、登校すること自体に抵抗があり、登校できない子供たちもいるわけですから、物理的な参加が難しいケースもあると思います。こうした子供たちに対して、どのような形でこの学びの機会を届けていくのか、また、どのように孤立を防いでいくのかについて伺います。

さらに、学校現場において担任教員がこのプログラムとどのように連携していくのかについても、具体的に教えていただければと思います。

田中特別支援・児童生徒支援課長 委員御指摘のとおり、登校すること自体に困難さを感じている児童生徒に対し、どのように支援を届けていくのかは、大変重要であるとともに、難しい課題であると認識しております。

まず、本事業については、チラシやホームページ、SNS等を活用して周知を行う際、QRコードからプログラムの紹介動画を視聴できるようにしたいと考えております。また、体験内容を3種類用意し、自ら選択できることを分かりやすく伝えることで、児童生徒の興味・関心を高め、参加につなげていきたいと考えております。

さらに、外出すること自体に抵抗感を有する児童生徒についても、無理のない形で外に出るきっかけとなるよう、休日にも開催するなどして、外出への抵抗感の軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校現場との連携についてですが、市町村教育委員会を通じて、教育支援センターや小中学校へチラシを配付することを依頼する予定です。これにより、担任をはじめとする教職員にも本プログラムについて理解していただき、児童生徒の参加を後押ししていただきたいと考えております。

また、教職員が本プログラムの内容を把握することで、それをきっかけとして児童生徒との対話や学びに関する支援につなげ、少しでも学校とのつながりや学びの継続につながることを期待しております。

最後に、委員御指摘のとおり、児童生徒が孤立することのないよう、関係機関とも連携しながら、参加しやすい環境を整え、必要な支援を適切に届けていくよう努めてまいります。

福井委員

最後に確認させてください。休日の実施も計画されているとのことですが、その際、学校の教職員が会場へ出向くなどの対応は想定していないという理解でよろしいでしょうか。

田中特別支援・児童生徒支援課長 学校の教職員に新たな負担を求めることは想定しておりま

せん。

(甲府工業高等学校新学科校舎建設事業費について)

水岸委員

教の2ページの高校施設整備費のマル新、甲府工業高等学校新学科校舎建設事業費について伺います。

技術系人材の育成を図るため、県では、県立高校の3年間と県立大学の4年間を一体的に捉えた7年一貫教育システムの構築を打ち出しております。県内には数多くの高校がある中で、新学科の設置校として甲府工業高等学校を選定した理由について、まずお伺いいたします。

石原教育企画室長 甲府工業高校への新学科設置は、知識に加え実践的な工業技術を兼ね備えた技術系人材の育成を目的としており、長年にわたり体系的な工業教育を実践し、その実績とノウハウを蓄積してきた同校が最も適していると判断しました。

また、新学科では、人・モノの共有などを重視しておりまして、甲府工業高校は、山梨県立大学及び山梨大学に近接しており、日常的な連携を図りやすい立地条件を備えております。

さらに、甲府工業高校には工学系の5学科と専攻科が設置されており、工学系の幅広い分野を網羅しております。このため、多様な専門科目の展開や、学科の枠を超えた生徒同士の交流など、相乗効果も期待しているところであります。

水岸委員

甲府工業高等学校の新学科なのだから、この敷地内に整備する選択肢もあったのではないかと一般的に思いますけれども、あえて県立大学敷地内に整備するに至った理由について伺います。

石原教育企画室長 大学敷地内に整備することにより、大学生と高校生が同じ敷地でともに学ぶこととなります。7年一貫による計画的な人材育成と異年齢交流により、新たな価値を創出する教育環境が整うことが期待されます。

また、高校段階から大学の教育・研究環境に触れることを通じて、大学進学後の学びを具体的にイメージできるとともに、進路意識の醸成に資する点は、新学科の大きな特色であると考えております。

一方、県立大学は甲府工業高校との距離も近いことから、授業、学校行事、部活動などにおいて、必要に応じて共同した活動を行うことも可能であります。

こうした7年一貫教育を効果的に実施するための教育環境や施設面での優位性などを総合的に勘案し、県立大学敷地内への整備といたしました。

水岸委員

この教育システムを実効性のあるものとするためには、教育内容や指導体制の充実など、十分な準備が必要であると考えます。

また、新学科でどのような力を身に付けることができるのか、さらには卒業後にどのような進路が想定されるのかについて、進学を控える生徒やその保護者に分かりやすく示していくことも重要であると思います。

そこで、教育内容の検討や周知活動を含め、新学科開設までの準備スケジュールについてお伺いいたします。

石原教育企画室長 新学科における教育内容につきましては、大学との接続を重視し、県立大学メイカーズ学科のカリキュラムなどを踏まえながら検討を進めることとしており、来年度末までにお示ししたいと考えております。

また、令和9年度には、生徒募集パンフレットや動画の作成を行い、令和10年度には入試の基本事項を公表するとともに、入試説明会を開催し、入学を

希望する生徒や保護者が十分な時間的余裕をもって適切に進路を選択できるよう、迅速かつ丁寧な情報提供に努めてまいります。

さらに、校舎整備は令和11年度夏頃までに完了し、令和12年度の開設に向けて準備を進める予定です。

今後は、この新たな教育システムが円滑にスタートできるよう、関係機関と緊密に連携しながら準備を進め、本県の将来を担う技術系人材の育成・確保につなげてまいりたいと考えております。

水岸委員

7年一貫教育という新たな挑戦が、本県の産業振興と人材育成に大きな成果をもたらすことを期待しております。

県におかれましては、丁寧な準備を進めるとともに、県民に対して分かりやすく、適時適切な情報発信に努めながら、着実に事業を推進されることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

清水委員

水岸委員の質問に関連して、何点かお伺いいたします。

今回、7年一貫教育とのことですが、現在、甲府工業高校には3年制のほか専攻科2年があり、5年一貫教育が行われております。その目的も、ここに記載されている県内産業を牽引する高度な知識・技術を有する人材の育成とのことですが、今回も同様の目標となっております。

そこで、5年一貫教育と7年一貫教育についてどのような違いがあるのか、その点が分からないため、御説明をお願いしたいと思います。

石原教育企画室長

甲府工業高校には、確かに専攻科がございまして、専攻科は県内の産業界と連携しながら、機械系・電子系の即戦力となる人材の育成を目指しております。

また、今回新たに設置する新学科につきましては、科学的理解と技術的な創造、また豊かな感性を基盤に、新しい仕組みや文化を創造し、持続可能な未来をデザインする創造的実践者の育成を目指しているところであります。

なお、両者の育成する人材像は異なっておりますが、県内産業の持続的発展のため、次の時代のものづくり産業を支える人材を輩出するというコンセプトは同じであると考えております。

清水委員

県立大学の教授陣や教員体制についてですが、今回、7年一貫教育を行うに当たり、新たに教員を補充するといったことを考えているのか、あるいは、これからメイカーズ学科を設置していく中で、どのような体制を整えていくのか、その点がよく分からないところであります。

現状の県立大学の機能と、どのように連携していこうとしているのか、あるいは県立大学の中に新たな分野ができるということなのか、その辺りについてどのように考えているのかお伺いいたします。

石原教育企画室長

今回、県立大学において、令和10年度に新たにメイカーズ学科（仮称）を設置することとなっております。メイカーズ学科の教授や講師につきましては、今後県立大学において必要な人材を採用していくこととなりますので、教育委員会としてどういった方々が採用されるかというところまでは、現時点では把握してございません。

ただし、甲府工業高校の新たな学科の生徒が、同じ敷地内に校舎が整備されることにより、そこで採用された先生方に、授業をしていただくことや、生徒との交流を図ることなどを通じて、相乗効果が生まれることを期待しているところであります。

清水委員 メイカーズ学科については、これまで何度か説明を受けておりますが、その中で一貫教育とつなげるという話は1回も聞いておりません。今のお話ですと、そのような可能性があるということなのでしょうか。

石原教育企画室長 先ほどカリキュラムにつきましても説明させていただきましたが、今後大学でカリキュラムを設定していきます。大学で目指す人材像や、そこに至るために高校でどういった授業や学びが必要かということ踏まえ、今後、教育委員会としてもカリキュラムを考えていくこととしております。

そうした中で、3年プラス4年間、この7年間で計画的なカリキュラムで構成していくことにより、7年一貫教育という新たなシステムを構築していくものと考えているところです。

清水委員 甲府工業高校の5年一貫教育も、県内産業にダイレクトに貢献する人材育成をテーマとしており、今回もまさにそうした取組であることから、目指すところは同じであるように思います。しかし、今のお話ですと、いろいろと異なる要素があるということですので、その辺りについては、今後また御説明いただきたいと思います。

（高等学校等教育改革促進事業費について）

続けて、もう1点質問させていただきます。教の2のマル新、高等学校等教育改革促進事業費、2億1,700万円についてです。

この内容は今のお話とも少し関わってくるのですが、これからの時代を切り開いていく人材をいかに高度化していくかということが目標にあると思います。

まず、甲府工業高校に最先端設備を整備し、最先端設備を備えた実習棟を整備するとのことですが、この最先端という言葉は日常的によく使われますが、この場合、こういったものを最先端と呼んでいるのか御説明いただけますか。

数野高校教育課長 今回の6月補正予算に関連しましては、先ほど御説明させていただきましたカリキュラムの構築ですとか、建物等の施設に関する設計などの予算となっておりますが、設備の部分につきまして少し言及させていただきたいと思います。

最先端設備のところでございますが、甲府工業高校では、実際に企業の工場や建設現場で導入が進んでいる機器として、例えば、人と一緒に作業を行う協働ロボットや、自動で荷物を運ぶロボット、半導体製造工程を学ぶ設備などを整備していきたいと考えております。

これらは、生徒が実際に操作しながら学ぶための設備ですが、地域産業で利用されている技術を高校段階から体験できる環境を最先端という意味合いで捉えております。

清水委員 今の説明だと、実社会へ飛び込んだときに、デジタル機器を駆使できるような力をここに備えておくための教育環境や実習棟を整備するという理解でよろしいでしょうか。

数野高校教育課長 委員御指摘のとおりでございます。最先端の機器や実社会で活用されているものについて、高校生がそれらを体感することにより、さらには、その先にある自らの未来について、どのような未来が待っているのかを考えられるような、そうした設備やカリキュラムにしていきたいと考えております。

清水委員 私が考えていたイメージとは少し違うので、それを踏まえてお伺いしますが、農林高等学校も同様に、先端設備を活用した研究に関する事業が計上されております。こちらについても御説明をお願いいたします。

数野高校教育課長 農林高校におきましても、先端設備として、まずは環境制御型のハウスや、自動運転型のトラクターやドローンなどを、スマート農業機器として導入する予定としております。これらは、甲府工業高校と同様に、実社会での実用化が始まった段階にあり、現在も技術革新が急速に進展していることから、今後の普及が見込まれる設備でございます。

こうした設備を活用した学習では、人手が減少していく中であっても、現在の生産水準を維持、あるいは向上できるようなスマート農業技術や、先端ICTの活用、さらには取得したデータを分析して活用することなどが中心となっております。

このように、高校段階から先端設備を導入することで、実習水準の抜本的な向上を図り、データに基づく営農や営林などを設計できる人材の育成を目指していきたいと考えております。

清水委員 世の中にはいろいろと先端設備と言われるものがあり、そうしたものを活用できるような実習棟の中で事業を行うということだと思うのですが、ここに「研究等を行う」とあり、非常に注目しております。

ですので、その先に行くものを常にテーマとして持ち、この事業に2億1,700万円を投入するのだということであれば、大変納得がいくところです。

既に世の中にあるものを使えるようにするというだけでもよいとは思いますが、その辺りについてどのように考えているのでしょうか。

数野高校教育課長 先ほど、甲府工業高校と農林高校を例に、最先端の施設・設備についてお答えをさせていただいたところでございますが、カリキュラム、いわゆるプログラムにつきましても、予算を計上させていただいています。

このプログラムにつきましては、産業界や大学等の皆様に御協力いただきながら、学校とともにカリキュラムを作っていくことになっていきますが、最先端の設備を必要とするような内容のカリキュラムになっていきます。

このカリキュラムについては、例えば文部科学省が2040年を一つの時点として示しておりますが、山梨県においても、2040年における課題を解決できるような、現在の高校生が30代になったときに困ることなく、活躍できるような教育内容を設定していきたいと考えております。

そのプログラムにひも付ける形で、先ほど申し上げた最先端の機器について、現時点での最先端のものを体験してもらうことにより、さらにその先の技術が生まれてくるであろうということを考えてもらいたいと思っております。

2040年時点での最先端がどういったものになるかは分かりませんが、そのときにどのような課題解決が求められるのか、また、それをどのように考えていくべきなのかを学べるような、探究的なプログラムをカリキュラムの中に組み込んでいく予定でございます。

清水委員 今のお話は、まさに先ほどの7年一貫教育などにつながるものであり、日本のトップレベルの教育が実現できるのではないかと考えております。

もう1つ、3番のところには、甲府第一高校の人材育成のテーマが記載されています。この中に、同様に高機能の実験設備を活用して機能の高度化を図るとありますが、これについて御説明をお願いいたします。

数野高校教育課長 甲府第一高等学校につきましては、高度理数系人材の育成に向け、分析や先端的なものづくり学習を可能とする高機能な実験設備の整備を計画しております。具体的には、例えば、高速液体クロマトグラフィー、紫外可視分光光度計、小型真空蒸着装置といったものの導入を予定しております。

全てについて細かく御説明はいたしません、例えば高速液体クロマトグラフィーの場合には、ワインの渋みを決めるタンニンの種類や甘味、糖度、あるいは香りの違いなどの成分組成の分析に使用するものであり、高精度な成分解析が可能となります。

そうしたものを実際に子供たちが体験することによって、なぜこのような成分分析ができるのか、そもそもどのような仕組みなのか、さらに、成分分析の結果をデータサイエンスの知見から探究的に考えられるようにしていきたいと考えております。

また、「こうしたらどうなるのだろう」といった視点で考えることができるような、最新の高機能な実験設備を整えていきたいと考えております。

清水委員 甲府工業高等学校、農林高等学校、甲府第一高等学校に共通することですけれども、教える側のレベルも最先端でなければ、こうした教育内容に対応できないと思います。その点については特に予算化されていないようですが、大丈夫なのでしょうか。

数野高校教育課長 このプログラムは、令和8年度から令和10年度までの3年間の基金事業となっております。令和8年度につきましては、本日、6月補正で御審議いただいている内容でございますが、カリキュラムを構築していくに当たり、教員研修に加え、最先端の設備や施設等を活用しながら、実際に体験し、学んでいただきたいと考えております。

また、研修に加え、研究発表など、子供たちへの指導に関する取組についても、それぞれの教員の資質・能力の向上に資するものと考えておりますので、併せてプログラム化していきたいと考えております。

清水委員 今、3つの学校の体制について質疑しているわけですが、こうした人材が社会に出れば、活躍の場があるわけですし、実社会ですぐに役立つことが期待されると思います。そのためには、県の産業と学校のカリキュラムが密接に連携し、その一歩先を行く取組を進めていかなければならないと思います。

そこで、産業界との連携についてどのように考えられていますか。

佐々木教育次長 まさに今、御指摘いただきましたように、このネクストハイスクール構想につきましては、県の産業と連携し、高校教育が県の産業振興に大きな役割を果たしていくことを目的としており、実施体制という観点におきましても、産業界や大学等と連携した体制を構築することが大前提でございます。

今回、採択をいただきましたので、今後、各大学や産業界と連携した会議等を設け、課題や今後の目標、方向性などを共有できる場をつくってまいります。

さらに、実務者レベルにおいても、意見共有や情報交換ができる場を設け、事業の円滑な推進に向けて、しっかりとした体制を構築してまいりたいと考えております。

清水委員 この事業は、今お話があったように、大変重要な内容であり、私たちも今後、大いに支援していきたいと思っております。しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

(都留高等学校バリアフリー化について)

次に、4番の都留高等学校のバリアフリー化について伺います。

今回、バリアフリー化は都留高等学校のみでありますけれども、この課題は他の学校にも共通すると思います。他校への展開については、今後どのように考えているのでしょうか。

石原教育企画室長 設置につきましては、障害のある生徒や多様な配慮を必要とする生徒が安心して学べる環境を整備するための取組として位置づけております。拠点校として、多様な背景を持つ生徒の受入れを進める上で必要となる基盤的な施設整備であり、まずはモデル的に導入するものであります。

また、他校への展開につきましては、同様のハード面の整備を一律に行うものではなく、合理的配慮の考え方や支援体制、運用面での工夫といったソフト面のノウハウを優先的に共有していきたいと考えております。

その上で、各校の施設状況や生徒の実態に応じて必要なバリアフリー化について、今後、研究してまいりたいと考えております。

清水委員 バリアフリー化の内容として、今回のエレベーター設置及び段差解消機の設置がありますが、それ以外にどのような項目があるのでしょうか。

石原教育企画室長 現時点で、6月補正予算に計上させていただいているのは、このエレベーターと段差解消機のみでございます。

清水委員 今回はそうなのですが、バリアフリー化を考えた場合、ほかにも様々な項目があり、今後計上されるものもあると思いますが、どのような項目があるのでしょうか。

長島学校施設課長 県立高校のバリアフリー化につきましては、今回のネクストハイスクール構想とは別に、バリアフリー法に基づき、スロープや身体障害者用トイレ、エレベーターや階段の手すりの設置などを進めております。

特別支援学校につきましては、昨年度実施したろう学校及び富士見支援学校旭分校への斜行型段差解消機の設置により、バリアフリー整備を完了したところであります。

また、県立高校につきましては、バリアフリー法上、努力義務とされておりますが、改築の機会や学校からの要望を踏まえながら整備を進めております。

大久保委員 関連と言いまししょうか、指定校は4校ですけれども、準指定校というのも策定されたと聞き及んでいますので、その位置づけもどういった基準で今後運用されるのか、また本年度の予算の中にそういった部分も含まれているのか、簡潔にお伺いできればと思います。

数野高校教育課長 まず、今、拠点校といわれる4つの学校にひも付くような形で共同研究をしていく学校でございますが、こちらは協力校という形で、それぞれの拠点校と一緒にカリキュラムの開発に関して、アドバイスをしたりすることを考えております。加えて、協力校の生徒たちも一緒にその最先端の学びの場を活用しながら、それぞれ刺激を受けるような形を考えております。

今後の具体的な運用につきましては、令和8年度のカリキュラムを作成していく予算を、ただいま御審議いただいておりますので、こちらをお認めいただけたら、カリキュラムの中に協力校の位置づけを、様々な関係機関等と話をしながら盛り込んでいきたいと考えております。

予算につきましては、協力校には予算はございません。拠点校のところに予算が入る仕組みとなっております。

(高等学校等教育改革促進事業費について)

名取委員 まず、教の5ページで高等学校等教育改革促進事業費の確認ですけれども、この拠点校については先ほどから話の出ている教の2ページから3ページにかけての学校ということですのでよろしいでしょうか。

数野高校教育課長 そのとおりでございます。

名取委員 拠点校におけるカリキュラムの開発とあるわけですが、どのようなカリキュラムですか。事業費は6,500万円余りということで、どのように活用されていくのか伺います。

数野高校教育課長 こちらにつきましては、令和8年度に大学や関係機関、協力校等、産業界の皆様と話をしながら、2040年を見据え、子供たちが困らない、また子供たちが例えば30代ぐらいのときに活躍できるようなプログラムをカリキュラムの中に盛り込んでいきたいと考えております。

具体的には、探究的な学びが中心になってくるかと思います。

これも御意見をいただきながらになります。最新の設備やカリキュラムを産業界の皆様から御意見をいただいて作ったとしても、それは5年後、10年後にはまたリバイスをしなければならないものになるかと思います。そこで、こちらのカリキュラムにつきましては、令和8年度に作成していきますが、その後毎年度、皆様の御協力をいただきながら少しずつリバイスしていきたいと考えております。

また、先ほど探究的な学びという話をしましたけれども、それらの最新のコンテンツは、今お話しさせていただいたように、いずれ古くなっていくものでございます。ですので、今ある最先端のものを見たり聞いたりしながら、「なぜこういうふうになっているのだろう」、「この仕組みはなぜこういうふうに動くのだろう」と考えることによって、子供たちが5年後、10年後に直面する課題について考えられるような、課題探究に必要な資質・能力を身につけてもらいたいと考えております。それがプログラムの中に入っていくものと考えております。

カリキュラムの活用につきましては、今お話しさせていただいたとおり、毎年度更新をしていきながら、皆様のお力をお借りし、子供たちにアンケートを取りながら進めていきたいと考えております。

名取委員 カリキュラム作成の費目は、どのようにになりますか。全てが委託費などになるのでしょうか。

数野高校教育課長 カリキュラム作成の費目は、委託費になります。こちらにつきましては、今既に産業界で、こういった教育プログラムや産業界のことについて知見を持つ企業の方と一緒に伴走しながら、教育委員会が、そのカリキュラムの大枠を作りながら、そこに大学や産業界、また協力校といったところの意見をどんどん入れていきながら作り込んでいくための予算になります。

名取委員 民間の事業所がカリキュラムを作成するということですか。

数野高校教育課長 中心となるのは、教育委員会と山梨県になります。山梨県が、いずれ来る

2040年の山梨県の課題に対して、どのように課題を解決できる人材を育てていくかということについて、高等教育機関である大学等のみならず、高校の段階でも育てていきたいと思いますということになります。

教育委員会や県が主導となってこのプログラムを作る際に、その支えとして、今回6月補正予算で計上させていただいている委託の業者のサポートをいただきながら進めていくという形になります。

名取委員

教の5ページと、2ページから3ページにかけて拠点高教育改革推進事業費ということで一体のものかと思いますので、併せて基本的な考え方や進捗を伺います。

いわゆる国の進めるネクストハイスクールコースを受けて、高校教育改革の計画を策定したものだと思います。同じ公立学校なのに、一部だけに予算を付けていくというのは、行政の側から教育格差を広げる懸念があります。本来ならば、全ての学校の教育条件の向上を進めるのが教育委員会の役割だと思いますが、いかがでしょうか。

数野高校教育課長 本事業は、先ほどお話しさせていただいた2040年という時点で、AIやロボット活用しながら仕事ができる人材が圧倒的に不足していくということ、またいわゆる事務の仕事を担当する人材が余剰になっていくだろうという推計、いわゆる需給ギャップへの対応を目的として実施するものでもあります。

まずは、先導的な役割を担う4つの拠点校において、新たな学びの環境や教育手法の整備を進めることとしておりますが、今回の整備に当たっては、拠点校以外の県立高校にも幅広く協力をいただくことで、各高校が事業の進め方を実践的に学ぶ機会になるものと認識しております。

また、拠点校における実践の過程で得られる教育手法や指導のノウハウや学習成果等については、随時県内の各高校へ共有していくこととしております。

拠点校での先行的な取組を基盤として、県内全体への円滑な展開を図ることで、教育水準の底上げと、それから均衡ある発展につなげてまいりたいと考えております。

名取委員

先ほど福井委員への答弁でもあったかと思いますが。県内全体の高校に波及させるとか、横展開を図るという内容だったと思うのですが、その内容はソフト面が中心だと思います。

お聞きしますが、今後、他校へも先進的な施設の整備など、ハード面においても横展開を図っていくのですか。

数野高校教育課長 ハード面の横展開に関しましては、まず、拠点校の仕組みを作り、それが果たしてプログラムに沿った形で子供たちの人材育成に資するかどうかを検証していくことも一つの目的になっております。

その際には、先ほどお話しさせていただきました協力校ですとか、あるいはその施設設備を広く公開しながら、皆様に使っていただくことを考えております。

そのほかの学校へのハード面の横展開につきましては、その先の段階になるかと思います。といいますのも、その設備は多分1年後、2年後にはまた古くなっていきます。ですので、その1年後、2年後、3年後、この基金は3年仕立てになっておりますので、その後の部分につきましては、また検証を重ねながら検討していくことになります。

名取委員

では、3年後にまた新たな拠点校を設定して、文部科学省から同様の採択を

受け、予算を確保して進めていくという流れになるのでしょうか。

数野高校教育課長 3年後につきましては、その3年間の取組の成果を実際に横展開していく場面になってきます。ですので、例えば建物については、最速の場合でございますが、現在の予定では令和10年度の秋から冬頃に完成する見込みでございます。

そのため、3年ということになりますと、残りの半年間はその施設等を使えることになりますから、その後も、最先端の設備を使いながら横展開を図っていくことになります。

そのときに必要な施設設備につきましては、国というよりは県として、2040年頃の課題に対応できているかどうかを検証した上で、どのようなものを横展開して全ての学校に導入するのか、あるいは一部の学校に導入するのか、また、それぞれの地域の特性に合わせていくのかといったことを、その3年間の実績を踏まえて検討していくことになります。

名取委員 3年間というのは今から3年間ではなく、運用開始から3年間ということではないですか。

数野高校教育課長 この基金の予算につきましては、3年間というのは令和8年度からになりますので、令和8年度、9年度、10年度という形になります。

名取委員 まだ建物の運用が完成していませんが、どのように検証するのですか。

数野高校教育課長 まず、令和8年度につきましては、6月補正で予算を御審議いただいているところでございますが、カリキュラムや建物の設計について進めてまいります。

それから、令和9年度につきましては、まだカリキュラムのひな形になるかと思いますが、そのカリキュラムのうち、施設設備がなくてもできるもの、あるいは学校の中に既に入っている設備を活用して検証できるものについて、一旦検証していくことになります。例えば、外部講師の方による講座等でございます。

それから、令和10年度につきましては、先ほどお話ししましたとおり、最速で令和10年度の途中で施設設備が完成することを見込んでおりますので、そこでカリキュラムの実際の運用が開始されていくという流れになります。

名取委員 最速で令和10年度の途中から運用できるということなので、今回の中東情勢など様々な問題を受けて遅れることもあり得るわけですから、計画している最先端の建物や施設が十分に使えないまま検討するという制度設計そのものに、かなり無理があるという印象を受けました。

さらに、根本的なお話として伺います。今回、3つの分野で、それぞれの新技術に対応できる技術者の育成や成長産業を担う人材の育成などを目的にしているわけですが、私は、時の産業界の要望に応える人材育成を高校段階から求めるものであり、最初から行政が一部の分野に学校を絞ってしまうということには懸念を持っております。

本来、子供の多様な才能というのは、様々な時期に開花するもので、いつ開花するは分からないものではないでしょうか。全ての高校生が基礎的・基本的な事項を深く学び、思考力を養っていく。これが本来の教育の在り方だと思います。

教育基本法の目的や目標に照らして、教育委員会としてどのように捉えているのかお伺いします。

数野高校教育課長 委員御指摘のとおり、教育基本法の中には、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を期するというくだりがございます。

まず、本事業の考え方については、学習指導要領に基づく教育の目的である資質・能力の育成と人間形成の双方を踏まえた取組になります。その上で、最先端の設備や外部講師を活用した新しいカリキュラムの導入によって、これまでにない学びの機会を生徒に提供するものでございます。

こうした環境の中で、生徒が新しい分野や技術に興味・関心を持ち、自ら課題を見出して考えを深めていく力を育成することを強く重視しております。

このような学びの過程で培われる主体性や思考力、それから探究心といったものは、生徒の人格形成に資するものと考えておりまして、教育本来の目的に合致するものと考えております。

名取委員

今、私たちの社会が直面している課題というのは最先端の技術など、産業界が求めているようなものだけではないと思います。環境問題の解決、ヨーロッパで大変な熱波が起こって人類が生きていけるかどうかという課題が目の前に迫っています。そして、戦争の問題も日々心を痛めていらっしゃると思いますが、どうやって平和の世の中を作っていくかという、外交の力や対話の力といったもので活躍できる人材についても当然必要になってくると思います。

ですから、やはり時の経済界などから求められる都合のいい人材を確保する、育てるという目先のことにとらわれていれば本来の教育の果たす役割から私は外れてしまうと思います。

先ほど課長にも、しっかりと教育基本法の目的を引用していただきました。人格の形成を図っていくというのが一番基本になると思います。先ほど話したような全ての分野を捉えて挑戦していく方を担ってもらう上でも一番基本になる部分だと思いますので、そこが揺らいでしまっただけではいけないと思いますし、政府がこのネクストハイスクール構想を掲げている内容そのものが、やはり今指摘したような問題点をはらんでいると思いますので、そういう点は非常に懸念を持っています。

基本的なことについてお話をしたわけですが、できれば教育長からも御意見を伺えればと思います。

荻野教育長

今課長が申しましたとおり、教育の本来の目的は教育基本法に掲げられた人格の完成ということ、それは揺るがないものであると考えます。

今回、この事業で4つの拠点校を選び、そこをある意味モデルとしてカリキュラムを開発し、それを横展開しようというものであり、これは国の方針でも明らかにされているところであります。

いずれにしても、やはり教育の究極の目的が人格の完成であるということとは間違いないので、どの教科教育もそうですし、このような国の施策等もそうですが、いずれにしても、子供たちのためになることを進めていかなければなりません。ただ、やみくもにできるものではないので、様々な手段を使って、子供たちの人格の完成という目的のために進めていくのが教育であると考えています。

ですから、今回のこの事業も、最終的には子供たちのために資する形となるよう、教育委員会として工夫しながら、この事業をうまく活用し、子供たちのために教育を進めていければと考えているところです。

討論

名取委員

私は本補正予算に反対の立場から討論いたします。

指摘させていただきましたが、やはり人格の完成を図るという教育基本法の目的に照らして、目先の経済界から求められる人材育成というところだけに偏重するような教育があってはいけないと思います。様々な配慮がされていることや横展開にかかっていくという答弁もありましたが、やはり根本となる国のこのネクストハイスクール構想がやはり産業界の求める教育の具体化という形であると思いますので、その懸念は拭えないと思っております。

また、質疑の中で、新たに3年間で検証していくというところにもあったように、施設の整備と検証の在り方がミスマッチしているというか、ちぐはぐさが拭えません。国の交付金を活用するということであっても、やはり国民の税金ですので、それを使った62億円の施設整備というものが十分生かされないという懸念も、改めて今日確認することができました。

その立場から、このネクストハイスクール構想を具体化する本事業費については認められませんので、反対するものです。

大久保委員

賛成の立場から討論いたします。

ただいま執行部から説明がありましたように、国の政策、そしてネクストハイスクール構想は、産業界が求める人材の育成や、生徒数が減少する少子高齢化への対応という側面があると考えており、産業界と学校が連携し、生徒一人一人の得意分野を見いだしながら、若いうちから将来の職業を見据えていく取組として、複合的に進めていくものと考えております。

また、単年度で完結するものではなく、横展開についても、今回は4校でありますけれども、中長期的に広げていくとの説明もありました。

私は、しっかりと検証を行う中で、地域の生徒、教育委員会、企業、経済団体など、様々な立場の方々が連携を図りながら、ネクストハイスクール構想が推進されることを期待し、賛成討論といたします。

採決

採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第7－5号 2025年度ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

名取委員

私は請願第7－5号、2025年度ゆきとどいた教育を求めることについて賛成し、採択を求める立場から意見を述べたいと思います。

請願事項は7項目にわたっています。本県が進めている少人数学級の推進をさらに国に求める内容でありますとか、父母や住民の合意のない学校の統廃合をしないことを求める、また私学における経常費助成補助の増額、就学支援金の拡充などを求める内容など、いずれも本県が直面する教育現場の課題として重要な中身と捉えておりますので、この請願を採択して国に意見書を提出することを考えるので、採択することを求めて私の意見といたします。

桐原委員

私はこの請願について継続審査が適当と考えます。

主な理由としては、まず少人数学級について、国において公立中学校35人学級を令和8年度から令和10年度までの3年間で段階的に実施するための制度改正が進められているところであり、今後の国の動向を注視する必要がある

ます。

また、本県においては、皆さん御存じのとおり、25人学級を令和7年度から小学校5年生に、令和8年度からは小学校6年生に導入しており、その教育効果や運用状況について検証を進めている状況にあります。

次に、高校授業料の負担軽減については、現在、国の就学支援金制度により私立高等学校授業料の実質無償化が図られているほか、制度拡充に向けた見直しが進められているところであります。

また、大学等における経済的支援についても、高等教育の修学支援新制度により授業料等の免除や給付型奨学金の支給が実施されており、多子世帯への支援拡充も行われているところであります。

こうした制度改正による効果や影響については、引き続き状況を見定める必要があると考えます。

さらに、学校給食費の負担軽減については、学校給食は市町村が主体となって実施しており、給食費に関する施策についても各自治体において判断されているところであります。一方で、国において令和8年4月から公立小学校における学校給食費の負担軽減に向けた取組が開始されており、今後もその動向を注視する必要があると考えます。

よって、これらの状況を見守りつつ、国の動向を注視していく必要があるため、継続審査とすることが適当であると考えます。

討論

名取委員

私は、請願第7-5号、2025年度ゆきとどいた教育を求めることについて賛成し、採択を求める立場から意見を述べたいと思います。

本請願は7項目にわたる内容となっております。本県が進めている少人数学級の推進について、さらに国に求める内容でありますとか、父母や地域住民の合意のない学校の統廃合を行わないことを求める内容、また、私学における経常費助成補助の増額や就学支援金の拡充を求める内容などが盛り込まれております。

いずれも本県が直面する教育現場の課題として重要な内容であると捉えておりますので、本請願を採択し、国に意見書を提出することが適当であると考えます。

以上、採択を求めて私の意見といたします。

採決

採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

※請願第8-2号 子どもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見

大久保委員

私は、「子どもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて」を採択すべきとの立場から意見を述べさせていただきます。

今、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働など、様々な課題が山積しております。また、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況にあります。教職員の働き方改革と長時間労働の是正を実現するためには、教職員定数の改善と学級編制基準の弾力的な運用の実施が必要であると考えます。

一方、義務教育は、国が必要な財源を保障することによって、教育の機会均等と教育水準の維持・向上が図られるものであります。そのため、財政面における国の責務を明確にし、確実に財源が保障されるよう国に求めていく必要があると考えます。

したがいまして、本請願は採択すべきであると考えます。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

桐原委員 (統合型校務支援システムについて)
 統合型校務支援システムについて、幾つか質問させていただきます。
 新聞や報道等で、システムが正常に稼働しておらず、現場からは早く改善を求める声が上がっていると承知しております。
 そのような中で、まずこの統合型校務支援システムの導入判断について伺います。
 教職員の負担軽減を目的として全県一斉に導入されたと承知しております。しかし、実際には多くの学校で、成績処理や勤怠管理、休暇申請などの基本的な機能に不具合が生じ、現場ではかえって業務が増えたとの声が相次いでいるという内容の記事を目にしました。また、現場の声として私も承知しております。
 そこで、本格運用を開始する前に、どのような受入れテストや実証運用を行い、全県一斉導入が可能と判断したのか。また、その判断基準は何だったのかお伺いします。

望月義務教育課長 4月からのシステム本格導入に先立ちまして、各小中学校に御協力をいただく中で、3月までにテスト環境における導入試験を行ったところ、特段の不具合もなく運用できることが確認できたところでございます。
 ただ、一方で、学校にとってさらに使いやすいシステムとなるよう改修を行ったところ、不具合が発生いたしまして、その改修に時間を要してしまったということでございます。

桐原委員 今回のシステム障害によって、多くの学校では、紙やExcelによる二重管理、また独自のファイルの作成、手作業での補完など、本来不要な業務が発生したと承知しております。教職員からは、児童生徒と向き合う時間が奪われているとの声まで上がっています。
 その中で、県教育委員会として、学校現場での具体的な不具合の内容、また、システム障害による教職員への影響、次に、児童生徒への教育活動への影響をどのように把握しているのでしょうか。

望月義務教育課長 具体的には、旅行命令、勤怠管理など、事務処理を行う機能に不具合が発生していたところでございます。現在は、おおむね解消しつつあるところです。
 現場の教職員の皆様には、一部の事務作業が円滑に進められない状況となっておりまして、多大な業務負担をおかけしており、大変申し訳なく思っているところでございます。
 一方で、児童生徒の教育活動に対しては、直接的な影響は発生していないものと承知しております。

桐原委員

次に、県の不具合対応について伺います。

現場の教職員には多大な負担が生じていることは事実であり、このような状況を踏まえて、県では、この深刻な事態の打開に向けて、これまでどのような対応をしてきたのか伺います。

望月義務教育課長 これまでも、事業者に対しては、代表取締役や取締役を県庁に呼び出すなどして、迅速かつ適切な対応を強く指示してきたところでございます。

また、市町村教育委員会に対しては、現在の対応状況や今後の見通しについて説明を行いました。また、学校に対しては、機能の改修後、随時オンラインで説明を行っております。

不具合につきましては、おおむね解消しつつあるところでございますが、引き続き、学校から上がってくる声を拾い上げ、事業者に迅速な改修を求めていると考えております。

桐原委員

この事業者の選定について伺います。

プロポーザルを実施して契約したと承知しております。事業者が提出した企画提案書の内容、事業者の開発能力、人員体制、受注実績などに問題はなかったのでしょうか。

事業者の選定について、私は、このプロポーザルという手法は、いろいろな面から業者を選定するという点では理解するわけですが、このような大きな不具合が発生し、教育現場で混乱を来していることについて、選定の段階で何か見抜けなかったのかと考えています。

この点について伺います。

望月義務教育課長 本システムにつきましては、提案型のプロポーザルを実施し、有識者等で構成される審査会での厳正な審査を経て、契約を締結したところでございます。

事業者の受注実績につきましても、他自治体との共同調達をはじめ、山梨県内全ての県立学校や全国各地の公立学校を対象としたクラウド型校務支援システムの整備実績を有しているところでございます。

事業者の提案内容や受注実績などから総合的に判断し、本県が求める県域でのクラウド型統合型校務支援システムが構築できるものと、審査会においても意見が示されていたため、業者の選定は妥当であったと考えております。

桐原委員

次に、契約事業者の責任について伺います。

市町村教育委員会からは、当初説明された機能と異なる、契約内容どおりになっていないなどの指摘があります。また、一部自治体では、利用料の支払いを見合わせる事態にもなっているということも承知をしております。

そこで伺います。今回の契約には、性能保証や瑕疵対応、損害賠償、違約金などどのように定められているのでしょうか。また、県として事業者にどのような責任を求めていくのでしょうか。

望月義務教育課長 事業者との契約書につきましては、契約不適合責任条項が定められており、作業結果について不一致が発見された場合などは、事業者に対して履行の追完や損害賠償を請求することができるとされております。

県教育委員会としては、既に導入した校務支援システムを停止することはかえって混乱を招くことになるため、まずは学校現場への影響を極力少なくするためにも、事業者に対して強く履行の追完を要求し、一刻も早い改善を求めていくことが不可欠であると考えております。

事業者に対する今後の対応については、4月以降のシステム不具合に伴う深刻な事態を踏まえ、契約書や仕様の内容の整合性などについて、庁内の法務所管部署などと相談し、精査してまいりたいと考えております。

桐原委員

次に、危機管理・情報共有について伺います。

新聞記事では、多くの教育委員会から、県教育委員会の情報共有が遅いとの指摘があったと書かれていました。不具合の発生から説明会開催までに時間を要し、学校現場では対応方法も分からないまま混乱したとの声もあるというような状況であります。

そこで伺います。今回の対応を振り返り、県教育委員会として、初動体制や情報共有に課題があったとの認識はあるのでしょうか。また、今後、同様の事態が起きた場合、どのような危機管理体制で対応していくのでしょうか。

望月義務教育課長 県教育委員会といたしましては、発生した不具合やその対応、また初期設定について、市町村教育委員会や学校現場への説明が十分でなく、理解を得られていなかったものと認識しております。

今回の一連の出来事を真摯に受け止め、追完が完了した時点で、今回の事案を適切に検証し、再発防止策について速やかに具体化してまいりたいと考えております。

桐原委員

教職員の負担軽減を目的として導入されたシステムが、結果として現場の負担を増やし、児童生徒と向き合う時間を奪っているということは、極めて重く受け止めるべきだと考えます。今回の事案を単なるシステム障害として終わらせるのではなく、県全体のDX推進の在り方を見直す契機とするべきだと私は考えます。

そこで、最後に伺います。県教育委員会として、今回の導入をどのように総括し、今後、システム調達や導入手法をどのように見直していく考えでしょうか。

また、教職員が安心して校務に専念できる環境をいつまでに回復するのでしょうか。その点について、最後に決意も含めて伺います。

荻野教育長

今回の事態は、県教育委員会として非常に重く受け止めているところでございます。委員御指摘のとおり、現場に負担をおかけしてしまっていることは十分承知しており、遺憾に思っているところでございます。

今後、今回の事態の検証を進めるとともに、学校や市町村教育委員会の状況把握に努めまして、教員の働き方改革に資する教育DXの環境が構築できますよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本システムの改善につきましては、過日、市町村教育委員会にスケジュールをお示ししたところでございますが、学校現場への影響を極力抑えるためにも、一刻も早く本来の目的に資するシステムとなるよう、事業者に対し強く働きかけてまいる所存でございます。

(全国高校総体南ブロック大会について)

桐原委員

来年度開催されます南関東高校総体は、いよいよ開催まで1年を切ろうとしております。私は、この大会は全国から多くの高校生や関係者を本県にお迎えする大変重要な大会であると思っています。現在までの準備状況について、施設整備、競技運営、関係団体との調整など、全体の進捗は、どのようになっているのでしょうか。また、現時点で課題として認識している事項などはあるのでしょうか。

岡部全国高校総体推進室長 来年度、令和9年度全国高校総体南ブロック大会が山梨県で開催されます。6市町で8競技が行われます。昨年度、保健体育課内に全国高校総体推進室が設置され、県の実行委員会も設立されたところです。現在、専門知識を有する教員を会場市町に派遣し、市町の実行委員会を中心に関係機関と連携しながら、計画的に準備を進めております。

課題としては、昨今の気候による暑熱対策等があり、万全を期して臨みたいと考えております。

桐原委員

今回の機構改革によって、スポーツが教育委員会から離れてしまい、インターハイだからこそお聞きすることができるものと承知しておりますが、インターハイは単なるスポーツ大会ではなく、本県の魅力を全国に発信する好機であると思っております。私もインターハイに何度か出場させていただき、高校生ながら他県に行き、もちろん競技をすることが目的なのですが、それ以外にも文化や人に触れたことを今でも記憶しております。

あと1年を切るインターハイを成功裏に収めるために、ぜひ教育委員会一丸となって、また、委員会をまたいで産業、観光、スポーツの皆さんと連携し、すばらしい大会にさせていただくことを強く要望しまして、質問を終わります。

(学校における防災・減災対策及び命を守る訓練の状況について)

清水委員

学校における防災・減災対策及び命を守る訓練の状況について、何点かお尋ねします。

過日、東京都北区の滝野川第三小学校で火災が発生しました。児童らが窓の外のみさしに避難して難を逃れたため、死者が出ませんでした。避難シェルターがあるにもかかわらず使用できなかったという大きな問題がありました。これは大変大きな問題であると私は受け止めています。

県としても直ちに、県内はどうかという指示を出して調査をされたと思います。その結果について、御報告いただきたいと思います。

長島学校施設課長 東京都北区滝野川第三小学校の火災を受けまして、県教育委員会では調査は実施しておりませんが、6月26日付けの文部科学省通知を受け、全ての県立学校及び市町村教育委員会に対して通知を行いました。

その通知の内容としましては、3点ありまして、1点目が施設設備の点検、2点目が防火管理・避難訓練、3点目が火災発生時の対応についてであり、これらについて実施・対応が求められました。

まず、施設設備の点検につきましては、法令に基づく各種点検を学校において確実に実施し、防火・避難設備等の機能を確認することとされております。

次に、防火管理・避難訓練につきましては、消防計画の確認・見直しを行い、避難訓練を実践的に実施するとともに、初動対応や設備の使用方法的の周知を図ることとされております。

最後に、火災発生時の対応につきましては、対応手順を明確化し、必要に応じて危機管理マニュアルの点検・見直しを行うこととされております。

なお、県の防災局からの情報によりますと、各地区の消防本部において、小中学校や高校などを対象とした立入検査を行う予定であり、既に実施している消防本部もあると伺っております。

清水委員

今のお話は、指示をしたという内容でしたが、その結果をお聞きしたいと思います。

といいますのは、東京都北区滝野川第三小学校では、防災シェルターがあっ

たにもかかわらず使用されなかったとのこと。もし窓の外に逃げることができなければ、死者が出ていた可能性もあるという、大変危険な事案であったと思います。あのようなことが現に県内にもあるのではないかとということで、県として指示を出し、見直しを求めたのだと思います。その結果はどうだったのか、既に取りまとめられているものと思い質問しておりますので、その点について回答をお願いしたいと思います。

長島学校施設課長 6月26日付けの文部科学省通知を受け、即日、県立学校及び市町村教育委員会に対して周知を行ったところですが、まだ結果については報告を受けておりません。

清水委員 主体は文部科学省ではないのですよね。県としてどのように動いたのかが一番の問題なのです。皆さんが県内の教育機関に対して何を指示し、それについて安心・安全が担保されているのかをどのように確認しているのかというところが、一番大きな問題だと思います。

それをぜひやってほしいですし、逆に、文部科学省からの通知というお話がありましたが、県としてなぜやらなかったのでしょうか。

長島学校施設課長 今回の火災を受けて、県として直ちに報告を求めたということではありませんが、県立校におきましては点検を実施しており、各種法定点検や安全点検、日常点検についても適正に実施しているところであります。

今回の通知を受け、学校ごとに臨時の安全点検につきましても、実施していただくようお願いしているところでございます。

清水委員 命に関わることですから、何かあったときには、その再発防止策を講じることが最も重要です。だからこそ、県として指示を出し、その安全が確認できていなかったというのであれば、私は非常に大きな問題だと思います。

ですから、何かあったときには、それを再発防止につなげ、もう二度と同じことを起こさないための対策が取れているのか、取れていなかったらどうするのかということ、皆さんが指示を出して確認することが必要です。それは皆さんにしかできないのです。ですから、文部科学省がどうこうという話では全くないと思います。

そこを、ぜひ今からでもしっかりやっていただいて、山梨県の学校における安全・安心はこのように確保できているのだということを、きちんと御説明いただきたいと思います。

長島学校施設課長 委員の御指摘も受けまして、今回の事故を教訓とした検討の確認や技術的な助言などを行っていきたいと思っております。

(学校行事等の安全管理について)

大久保委員 学校行事等の安全管理については、本会議でも向山委員、福井委員から質問がありましたが、それとはまた違った角度から、移動時の安全性について伺いしたいと思います。

本来であれば、起きてはならない痛ましい事故が発生したわけでありますけれども、緑ナンバーの車両の確保が難しく学校のマイクロバスを使用せざるを得ない、マイクロバスが不足するためレンタカーを利用する、しかしレンタカーを運転する人員も不足しているといった状況があります。また、緑ナンバーの運行事業者についても、上限・下限を下回るような価格での契約や、学校が見積額の最も安い事業者を利用するといった好ましくない慣例が各地で見受け

られ、そうしたことが今回の事故の背景にあるのではないかと思います。

当然ながら、運行管理や点検、ドライバーの適性などについて、現在様々な検証が行われているものと思いますが、基本的なこととして、県立高校に配置されているマイクロバスは何台あるのでしょうか。

数野高校教育課長 現在、県立高校ではマイクロバスを27台保有しております。また、小型・中型のバスにつきましては、各1台ずつで合計29台を所有しております。

大久保委員 マイクロバスにつきましても、県所有のものがあれば、学校によっては同窓会からの寄附により保有しているものもあると思いますが、それらも含めてということではよろしいでしょうか。

数野高校教育課長 おっしゃるとおり、そこも含めての保有台数になります。

大久保委員 スクールバスに限ったことではありませんが、ここ1、2年の民間の動向を見ますと、やはり一番大きな問題点の一つとして任意保険への加入という問題があると思います。

これは、起きてはならないことではありますが、万が一事故が発生した場合の補償について、どのように取り組んでいるのでしょうか。これは非常に大きな問題の一つですので、お伺いします。

数野高校教育課長 各学校が保有する学校自動車につきましては、任意保険への加入に関して、県教育委員会が学校自動車管理要領を定めており、その中で加入を義務付けております。その内容については、各学校に周知しております。

大久保委員 例えば、緑ナンバーの車両につきましては、対人賠償が無制限となっているなどの基準があるわけですが、一定の水準以上の保険に加入していなければ運転できないという認識でよろしいのでしょうか。

数野高校教育課長 委員御指摘のとおり、学校自動車管理要領において、対人賠償を無制限とすることなど、具体的な基準を定めております。

大久保委員 あと1点、ここ1年ほどの動向を見ますと、民間企業においても、定員11人以上の自動車を1台以上又はその他の自動車を5台以上使用する事業所については、アルコールチェックが義務付けられております。

今後の方針として、直ちに全てに適用すべきだと言うつもりはありませんが、こうしたことについても、現在、大きな課題となっています。

実際に、県警による検挙事例においても、飲酒が残った状態での運転などが見受けられ、社会的な問題となっている中で、こうした点についてはいかがでしょうか。

数野高校教育課長 飲酒運転の防止は、本当に大切な安全確保の観点であると認識しております。各学校では、校舎内にアルコールチェッカーを配備しており、呼気中のアルコール濃度を確認できるようにしております。

運転の前後には、その確認も含めまして複数人で確認を行うこととしており、法令遵守を徹底し、安全管理の確保に努めております。

大久保委員 本日、国からそうした安全対策が公表されると思います。それを受けて、県教育委員会としてどのような対策を講じ、それに準拠したルールを策定するの

か、また、県としての独自性を加味しながら、より厳格な対策を講じるのか最後にお伺いしたいと思います。

佐々木教育次長 委員御指摘のとおり、本日、文部科学省から学校教育等に関する移動の安全確保のための対策の取りまとめについて通知を受けております。

これまで諸般の通知等でお示しいただいている内容と大きな違いはないものと認識しておりますけれども、この内容も踏まえつつ、必要な対策等についても検討し、可及的速やかに学校現場へ通知し、指示してまいりたいと考えております。

(統合型校務支援システム関連について)

福井委員 先ほど、桐原委員からもＢＬＥＮＤについて丁寧な質疑があったわけですが、私からも確認しておきたいことがあります。

このＢＬＥＮＤは、審査の段階から、審査に携わられた方々が学校現場の教職員のために業務改善を図ろうという思いで取り組んでこられたものと思いますし、このような由々しき事態が起きてからも、何とか早く解消しようと、教育委員会の皆さんも時間を惜しまず業務に当たられていることは重々承知しております。

確認したいことの１つ目ですが、４月１日から全ての機能が運用される予定だったのか、教えてください。

望月義務教育課長 基本的には、テストを実施した機能については運用する予定でしたが、一部については、機能の改善を図りながら対応していくこととしておりました。

特に、成績処理の部分については、段階的に運用していくこととしておりました。

福井委員 試用期間中にはなかなか見えてこなかった課題が、実際に運用する中で徐々に明らかとなり、改善が必要になってきたということでしょうか。

矢崎副参事 おっしゃるとおり、ある程度試用の中で見えてきた部分に加え、テスト段階で見えてきた部分もありました。

そうしたことがありましたので、まずは、きちんと使えることが確認できた機能からリリースするという考えで進めておりました。ただ、時間を置いて、例えば先ほどの成績処理のような機能につきましては、もともとＥｘｃｅｌも併用して運用することとしていたわけですが、私どもとしては、それをシステムの中で全てできるように、少し時間を置いて対応していくという考えでおりました。そのことにつきましては、事前に現場にも説明させていただいております。

そうした中で、予定していたテストを実施し、運用できると考えていた部分についても、実際に運用を開始してみると、様々な問題が生じてしまったというのが実情でございます。

福井委員 ３月末頃から、現場では不安の声も上がっていたことは事実でありますし、４月に入ってから、教職員だけでなく、退職された皆さんからも学校現場を心配する声が多数寄せられており、私も心配しているところであります。

このＢＬＥＮＤは、高校において、小・中学校への導入に先立って導入されていたと思いますが、高校に導入された際には、同様の混乱はなかったのか確認させてください。

数野高校教育課長 1年度前に、高校へ校務支援システムとしてB L E N Dがプロポーザル方式により導入されております。その当時においては、報告として特に異常はないということで運用を進めておりました。成績処理や欠時数管理など、基本的な機能の部分については特段の問題はなかったと認識しております。

福井委員 また、導入の際の検証は今後行われるということですので、ぜひ高校の皆さんからも、本当に使いやすかったのか、問題はなかったのかという点について、丁寧に取り上げていただきたいと思います。

その上で、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、事務職員など事務の中核を担う現場担当者との協議体制をどのように構築していくかが重要だと思いますが、それをどのように進めていくのかお聞かせください。

望月義務教育課長 この不具合の改修を現在進めているところですが、旅費システムの不具合に係る修正箇所につきましては、学校の事務職員の方々に御協力いただきながら動作検証を実施するなど、学校現場と連携して対応しているところでございます。今後につきましても、引き続き御協力いただきながら対応していきたいと考えております。

福井委員 今後も現場の声をしっかりと大切にしながら進めていただきたいと思いますし、何より子供たちの学びに影響があってはならないと思います。特に成績処理に関わる部分につきましては、保護者の皆さんにとっても重要な内容となりますので、ぜひ1日も早い復旧を図り、全ての機能が予定どおり使用できるようお願いしたいと思います。

(共同学校事務室について)

次に、4月の法改正により、共同学校事務室を設置する市町村に対して、新たに事務職員が基礎定数として措置されることとなっております。

共同学校事務室を統括する役割が期待される中、その配置や処遇について、県教育委員会としてどのような方針で臨まれるのか教えてください。

望月義務教育課長 共同学校事務室を統括する役割につきましては、委員御指摘のとおり、共同学校事務室の運営を取りまとめることや、事務の標準化・効率化を推進するなど、リーダー的な役割を担うことと認識しております。

また、配置・処遇につきましては、現在、本県の実情や他県の状況なども踏まえ、今後、調査・検討を進めていきたいと考えております。

福井委員 来年4月からの措置ということですので、1年間かけてしっかり検討していただきたいと思います。

しかし、本日発表された小・中学校の来年度の事務職員の採用予定者数は7人とのことです。この数についても、今後しっかり検討いただければと思います。

(中学校の少人数教育の推進について)

次に、中学校の少人数教育の推進について伺います。

中学校35人学級編制が国の基準となる一方で、県独自施策である、はぐくみプランによる充実した指導体制は、維持・発展させるべきであると考えます。

国費による財政措置がなされる中、既存の加配定数を削減することなく、山梨の教育環境をさらに向上させる決意があるのか、伺います。

望月義務教育課長 今年度、少人数教育推進検討委員会を設置し、中学校における少人数教育の在り方について検討を始めているところです。

検討委員会の中では、加配や教員配置の在り方なども含め、様々な御意見をいただけるものと考えております。そうした御意見を踏まえながら、中学校の少人数教育が国に先駆けて、より充実したものとなるよう進めてまいりたいと考えております。

(夜間中学校・学びの多様化学校の設置運用について)

福井委員 次に、夜間中学校・学びの多様化学校の設置運用について伺います。

2028年4月の開校ですけれども、現場の教職員は異動が伴うことから、自分自身がその場で勤務することになるかもしれないという不安もありますし、専門的な知識を身に付けて配置されなければならないという思いもあると思います。

また、先日在籍年限が6年であると伺いましたけれども、生徒の学習到達度に応じた柔軟な運用が大事ではないかと考えております。したがって、6年という上限を設けず、また、もう少し延長するなどの対応が必要になるのではないかと私は思っております。

今後、制度設計における弾力的な判断を可能にする検討組織の立ち上げなど、開校準備の現状について伺います。

石原教育企画室長 夜間中学校の開校に向けては、教職員が抱く専門的な対応や勤務形態に対する不安の解消が重要であると認識しております。このため、教職員向けに、開校準備の段階から勤務形態や勤務時間などを説明する機会を設けるなど、丁寧な情報提供を行い、教育内容や学校運営への理解促進に努めてまいりたいと考えております。

また、生徒一人一人の多様な学習歴や生活背景を踏まえ、きめ細かな指導と支援が行えるよう、柔軟なカリキュラムなどについて検討を進めております。

さらに、昨年開催した有識者会議での意見を踏まえ、具体的な制度設計や学校運営面の課題整理を進めており、開校に向けて着実に準備を進めております。

なお、必要に応じて関係機関への情報提供も行っており、まいりたいと考えております。

福井委員 夜間中学の在籍年限が6年ということは、決定なのでしょうか。

石原教育企画室長 在籍年限6年につきましては、先日の計画の中で学校の枠組みとして公表させていただいておりますので、基本的には在籍年限6年というところで考えております。

福井委員 それは、検討委員会で6年が望ましいという意見が出されていたということによろしいですか。

石原教育企画室長 有識者会議の中でも、例えば3年とか6年とか、幾つかの案が出されておりました。また、他県の状況なども県としてお示ししながら、各委員の御意見を伺い、検討を重ねた結果、在籍年限は6年が適当であるということで決定したところでございます。

(高校入試の調査書の在り方について)

福井委員 あと2項目お願いします。

高校入試の調査書の在り方についてですけれども、全国の都道府県立高校入

試において、調査書の出欠の記録欄を削除する動きが加速しており、2027年度までに19都府県に及ぶ見込みです。

県では、現行制度開始以来、記載内容に変化がありません。時代の変化や生徒の多様な学びに応じ、調査書という紙1枚の記録にとらわれない、ユニバーサルデザインの視点に立った評価の在り方を検討すべきと考えますが、御所見を伺います。

石原教育企画室長 入試制度については、毎年、中学・高校の教職員の代表からなる連絡会議や庁内検討委員会において検討し、必要な改善を図っているところであります。

特に、令和7年度入試からは、長期にわたって欠席などをした生徒が志望する高校に出願することができるように、長期欠席者などを対象として、調査書を用いない、新たな入試制度を全ての県立高等学校で導入したところです。

今後も、様々な事情を有する入学志願者に対する適切な受験機会の確保など、より良き制度となるよう、他県の状況など情報収集を含めて研究をしてまいりたいと考えております。

(地震の被害状況について)

福井委員 最後の項目ですが、先週末の震度6弱の地震により、報道では県立高校16校に被害があったとされておりますが、被害の状況についてお聞かせください。

長島学校施設課長 県立学校の被害状況につきましては、学校校舎等の深刻な損壊は確認されていないものの、昨日16時時点において、16校から被害があったとの報告を受けております。内容につきましては、内装材の剥がれなど、全て軽微な損傷でありました。

福井委員 私の近くの小学校でも、エレベーターが停止するというようなことが起き、この月曜日になっても、それが復旧できなかったという事例がありました。
今回の県立学校においても、同じようにエレベーターが停止したことや、教育活動上支障があったというような報告はございますか。

長島学校施設課長 今回、県立学校からの被害報告につきましては、教育活動に支障があったという報告は受けておりません。

福井委員 やはり揺れが大きかった東部地域を中心に、内装の剥がれなどの被害が大きかったのでしょうか。

長島学校施設課長 揺れが大きかった富士・東部地域でも被害報告がありましたけれども、それ以外の地域でも被害報告があり、県内全域において被害が確認されております。

福井委員 老朽化も進んでいるのではないかと思いますし、様々な要因があると思いますが、長寿命化も含めて計画的な整備をお願いしたいと思います。

(管理職配置について)

あわせて、私は地震発生直後に学校の様子を見に行った教職員もいることを確認しております。自身の安全を確保しながらではありますけれども、週明けからの教育活動に支障がないようにとの判断であったのかもしれませんが、そのような使命感を持つ教職員がいるのだと思っております。

そうしたことを考えたときに、やはり私が以前から申し上げているように、

地元に住む教職員がそこで管理・指導する立場にあることが重要ではないかと思います。今回の地震直後における管理職の行動も踏まえながら、管理職配置についてどのようにお考えか、お聞かせください。

望月義務教育課長 小中学校、義務教育に関するところではありますが、現在、かなりの地区で地元の校長先生、教頭先生が配置をされています。

当然、枠がありますので、100%というわけにはいきませんが、ほぼ地元の管理職で学校の方が運営できているのではないかと考えております。

数野高校教育課長 県立高校においても、小中学校と同様、ポストの数などの状況にもよりますが、可能な限り地元の方が管理職となるような配置を検討しております。

福井委員 災害時の安全管理のためにも、ぜひ地元の管理職が配置されることを望み、質問を終わります。

(統合型校務支援システム関連について)

名取委員 私もまず、統合型校務支援システムについて伺います。

複数の委員からも指摘がありましたので、重複しないようにしていきたいと思えます。

まず、今回の新たな校務システムの導入に当たり、その仕様書の作成を令和5年8月3日に一般競争入札で行い、その際、株式会社システムディが1万円で落札した経過があります。

他の入札業者が900万円、97万円という金額を提示していたことから、かなり落札金額に幅がありました。この問題については、令和6年度決算特別委員会で、菅野議員がこの1万円という破格の落札額について、「この金額でしっかりと仕様書が作成できるのか」とたじた際、当時の義務教育課長は「内容については私たちでも確認をさせていただき、特に問題はない」と答弁されていました。しかし、今回現場で起こっている問題を見るにつけ、この新システムの仕様書の段階で何らかの見落としや問題がなかったのか、その点はいかがでしょうか。

矢崎副参事 先ほど申し上げました令和5年度の入札の結果に対して、その後、文部科学省において、校務支援システムや次世代のDXに関し、GIGAスクール構想のさらなる推進に向けた次世代型の校務支援システムなどの方向性が示される中で、クラウド型への移行が求められてきておりました。

そのため、そこで作成された仕様書をそのまま使用したというよりは、それをかなり大幅に見直す部分もある中で進めてまいりましたので、必要な機能として盛り込んでいるものについては、一通り備わっているものと考えております。

名取委員 では、その1万円で作成された仕様書に、その後、今おっしゃったような文部科学省からの指摘等も踏まえ、県において必要なものを加えたという経過があるということでしょうか。

矢崎副参事 加えたという部分と、やはりその仕様書に記載されていた内容に対して、我々としても、そこに何が必要か、また、こういった視点が必要であるかということを検討いたしました。

当然、その当時作成されたものにつきましては、その時点での視点に基づき作成されていたものであり、これまでのシステムの流れの中で作られた仕様書

であるという印象を受けております。

そこで、先ほどお伝えしたとおり、次世代型という考え方をどのように盛り込むかという点から、かなり大幅に書き加えたところがございます。

名取委員 当時、この仕様書の落札については、決算特別委員会でも菅野議員がたどした経過があるので、ここでは繰り返しません。

その後ですが、今回、既存のシステムが1年延長され、その際は当時の契約者であったNECフィールドディング株式会社甲府支店と令和7年4月1日に随意契約を行い、令和7年度分を運用したと承知しております。

令和8年度からの導入予定であった新システムについては、令和7年6月16日にプロポーザル方式による選定を行い、2社が応募し、モチベーションワークス株式会社が選定されたと承知しております。

この際のプロポーザルの選定結果表を見ると、落札した同社の業務改善及び運用手順の標準化に係る評価が23.83点と他社よりも高いわけですが、今回、現場では児童生徒の成績処理や教職員の旅費、休暇申請が正常にできないなどの問題が発生していると聞いております。入札の審査において、業務改善や運用手順の標準化が適切に審査されていたのか、伺います。

矢崎副参事 私どもも審査を行うに当たり、審査の評価項目を適切に設定する中で、その部分については審査を行っていたものと考えております。

名取委員 この企画提案方式によるプロポーザルでは、企画提案の内容を基に審査することになりますが、その際、ペーパーやパワーポイントなどの資料によって判断するのか、それとも実際にシステムを審査員がその場で操作するなどして判断するのか、その点はどのようになっているのですか。

矢崎副参事 実際には、その場で審査員が使用することはしておりません。ただし、事前に応札を予定している事業者には、その前段階で現場の教職員向けに実際に使用していただくデモ期間を設けました。

その中で実際に操作していただき、様々な御意見をいただきましたので、そうした部分も踏まえながら評価に反映しております。

名取委員 同じく選定結果表では、同社のシステムが備える機能及び拡張性の評価が17.33点と高いわけですが、このシステムが備える機能や拡張性とはどのような内容だったのでしょうか。

矢崎副参事 先ほど申し上げましたように、文部科学省の方向性として、次世代型、いわゆるクラウド型へとシフトしていく流れがございます。そうした中で、クラウドシステムやクラウド環境であることを前提として、どのような機能を提供するのか、また、どのようにデータを管理するのかといった点が備わっていることが、評価のポイントとなっております。

名取委員 新聞報道によりますと、システム上実装されていない機能があり、なぜ未完成のまま導入したのか分からないという声もあります。プロポーザルの選定過程におけるシステムが備える機能には、それらの機能が含まれていたのか、それとも含まれていなかったのか、どのようにお考えですか。

矢崎副参事 含まれていた機能と含まれていなかった機能の両方がございます。
と申しますのは、含まれていた機能については、我々もテストを行いました。

その中で、一部不具合が残っているものがありましたので、そこについては、ある意味では瑕疵として対応していただくこととしました。ただし、4月1日の新年度に向けて必要な機能については、最低限必要な部分は整備されており、運用に支障はないだろうとの判断の下で稼働を開始したことは事実でございます。

もう一点、含まれていない機能につきまして、私どもは、できるだけ今回標準化を図りたいという考え方の下で進めておりました。しかし、実際に使用していく中で、現場からは、もう少しこのように変更したい、これまでこのように運用してきたのでこのように変更したいといった声が上がってきたことも事実でございます。そうした部分について追加で対応していただいたところもございましたので、そのことが結果として不具合を生じさせてしまった部分もあったというところでございます。

名取委員

同じく選定結果表では、同社のデータ移行に関する評価が15.67点と、他社よりも低い点数となっております。今回、学校現場では独自の集計ファイルを作成して対応しているほか、教科ごとのテストの点数や日頃の行動の様子などを改めてエクセルに入力し、さらにそこから新システムに取り込むという手間が生じているという話もあります。

データ移行という部分でも問題があったのではないかと思いますのですが、その点についてはどのように評価していたのでしょうか。

矢崎副参事

データ移行につきましては、それまで使用していたシステムと同系統の後継システムへの移行であれば、非常にスムーズにデータ移行ができるものと考えております。

一方で、新しいシステムが全く別のものになりますと、データの形式が変わるなど様々な課題がございますので、そうした点において、2社の間で差が生じていたことは事実でございます。

名取委員

やはり審査の段階での問題もあると思います。

(非常勤講師への対応について)

次に、別の話になりますが、教育現場における非常勤講師への対応について伺います。

今年4月27日に、自治労連やまなし公務公共労働組合県教職員支部が行った記者会見の内容を基に、幾つか確認させていただきます。

本県では、教育現場において、小中高等学校及び特別支援学校等を合わせて、1,000人を超える非常勤講師がいるとされております。この非常勤講師の処遇改善や職場環境をどのようにしていくかということも問われているのではないかと思います。

まず、1点目として、発令通知書の発行についてです。

実際に、非常勤講師に発令通知書が届く時期について、昨年度は4月1日付けの発令通知書が7月20日に届いた事例や、8月22日からの任期に係る発令通知書が9月末に届いた事例があったとされております。今年についても、この時点で、まだ発令通知書が発行されていないとのことではありますが、期日どおりに通知書を発行することが必要であると思います。どのように対応されているのでしょうか。

数野高校教育課長 県立学校につきましては、3月下旬の段階で非常勤講師を確保できた場合には、速やかに学校から提出されたものから順に発令通知を作成し、順次発令

しているところであります。

望月義務教育課長 現在、小中学校の非常勤講師につきましては、まず勤務条件の提示を行い、それに基づいて勤務していただいております。実際には、4月1日以降に時間割が決定されますので、その時間割の確認作業を行った後に発令通知を行うこととなります。そのため、現在、早期の発令に向けて努力しているところであります。

名取委員 高校では速やかに発令通知を出している一方で、小中学校では時間割の確認が必要とのことですが、手続に何か違いがあるのでしょうか。

望月義務教育課長 手続に大きな差はないと考えておりますが、非常勤講師がどのような加配条件で勤務しているのかによって、その時間割が適切であるかどうかを一人一人精査しております。もし条件に合っていない勤務形態である場合には、修正していただき、改めて提出された内容を確認した上で、確定したところで正式な発令通知を行うという流れになっております。非常勤講師の人数も多い中で、現在、順次作業を進めているところでございます。

名取委員 高校とは手続に大きな差がないという答弁でしたので、改善できるのではないかと思います。来年度というよりも、今年度後半になりますが、2学期以降については、速やかに発令通知書を発行する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

望月義務教育課長 人数も多く、非常に煩雑な作業ではありますが、努力しながら、発令通知を早期に発行できるようにしてまいりたいと考えております。

名取委員 発令通知書は、単なる文書ではなくて、雇用規約の証明に当たるものだと思います。4月から勤務しているにもかかわらず、発令通知書が届くのが7月20日であり、夏休みに入る直前ということでは、非常に不安定な状況で働いていることになると思います。事務処理が大変であることは理解しておりますが、これは非常勤講師には何の責任もない問題ですので、改善を図っていただきたいと思います。

次に、報酬額表についてです。任用通知書の中では、報酬改定時には、上期報酬額を別途通知する改定後の報酬額表により読み替えることとあるそうですが、この報酬額表は、非常勤講師にはそもそも示されているのでしょうか。

望月義務教育課長 非常勤講師の報酬についてですが、非常勤講師につきましては、一律の報酬単価が定められているため、給料表に基づくものではありません。

また、先ほどの発令通知に関することになりますけれども、先ほども答弁させていただいたとおり、4月に入ってから時間割等が提出されるため、一定の時間を要しております。今年度の状況について申し上げますと、昨年度よりも1か月ほど早く発令できているところでございます。

これまでの方法について、様々な見直しや改善を行う中で、事前に確認できる事項については、早めに市町村教育委員会、教育事務所及び義務教育課において確認を行うなど、作業の迅速化を図っているところでございます。

名取委員 報酬額表や給料表は、非常勤講師にはないということだったと思います。そもそも、地方公務員の給料については、給料表に掲げる職務の級のいずれかに

格付けし、給料表により給料を支給しなければならないと給料条例に規定されていると思いますが、法令等に基づき、給料表や報酬額表を作成すべきと考えますが、いかがでしょうか。

岩出次長・総務課長 非常勤講師につきましては、正規職員の職と類似するものではないことから、人事委員会とも協議の上、報酬単価について要項で定めているところでございます。

名取委員 教育現場における会計年度任用職員である非常勤講師についてですが、ほかの会計年度任用職員については、給料改定が行われた際に、4月に遡って適用されるわけです。

一方で、非常勤講師については、給料表がないことが要因となり、遡及措置が図れないという問題が生じています。これは改善が必要であると思います。報酬に差が生じることになりますし、遡及が1年遅れることになりますので、改善が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

岩出次長・総務課長 現状について申し上げますと、今回御質問いただいております内容につきましては、先ほども義務教育課長から申し上げましたとおり、給料表によらない取扱いとして、人事委員会とも協議した上で行っているものでございます。

したがって、現状では時間単位での契約という形になっております。そのため、現在の取扱いでは、人事委員会の勧告等に基づいて遡及するという取扱いができない状況でございます。

また、現在、当該の方から調停の申立てがなされている段階でありますので、その点につきましては、その中での対応も考えていく必要があると考えているところでございます。

現時点において、県として直ちに対応できるものではありませんが、調停の中で、それぞれの主張なども踏まえながら対応していく必要があると考えているところでございます。

名取委員 今個別の調停案件について伺っているわけではなく、一般的な問題として伺っております。その点につきましては、後ほどまた触れたいと思います。

次です。非常勤講師は給特法の対象となりません。年間700時間以内、週12時間以内の勤務が前提になっていると思います。

ただ、実態としては、この時間内で業務を終えられる講師は少なく、毎日時間外勤務をしている実態があると聞いております。非常勤講師の時間外勤務の実態を把握し、その実態に応じて時間外勤務をなくしていくための改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。

望月義務教育課長 非常勤講師につきましては、委員御指摘のとおり、年間700時間以内で任用することとなっておりますので、基本的には時間外勤務が発生するものとは考えておりません。

また、勤務に当たりまして、当該学校の管理職が適切に指導するよう、こちらから働きかけを行っているところでございます。

名取委員 実態として時間外勤務が発生しているということは認めないのでしょうか。

望月義務教育課長 時間外勤務に該当するかどうかにつきましては、学校長をはじめとする管理職がどのように判断するかということでありますので、こちらで認める、認めないというものではございません。

名取委員 現場で実際に時間外勤務があるにもかかわらず、教育委員会は全く把握しなくてよいのですか。これでは、非常勤講師が泣き寝入りしなければならないことになると思います。

非常勤講師が実態を表に出せないような状況があるのであれば、まずは改善すべきではないですか。

望月義務教育課長 現在、年間700時間以内の勤務をお願いしており、その勤務管理については、当該学校の管理職の下で行われております。実際に時間外勤務があった場合には、時間外勤務に係る記録書類を提出していただき、それを認めるということもございます。

名取委員 現場の事務手続はしっかりと徹底されていますか。そうした書類に基づいて、時間外勤務があった実態を報告するということは、全ての非常勤講師や学校管理者である校長に対して、しっかりと徹底されていますか。

望月義務教育課長 それについては、学校長がきちんと把握しております。また、勤務条件をきちんと提示し、その勤務条件の下で働いていただいております。

書類につきましては、非常勤講師がその日にどの程度勤務したかについて、本人及び校長の押印のある書類を県に提出していただき、県において把握しているところです。

名取委員 先ほど個別の案件がありましたけれども、実際に時間外勤務があったにもかかわらず、それが認められていない実態もありますので、実態把握を教育委員会の責任で行っていただきたいと思います。

次に、実際に時間外勤務が発生した場合の手当についてですが、これは教職員人事関係事務手引きに基づくものですが、非常勤講師の時間外勤務手当については、1日の勤務時間が会計年度任用職員に割り振られた1日の勤務時間を超えた場合には、時間外勤務手当に相当する報酬を常勤職員に準じて支給するとあるわけですが、これはそのように対応するということでよろしいですか。

望月義務教育課長 委員御指摘のとおりです。

名取委員 では、最後に伺います。先ほど個別案件ということで申し上げましたが、実際に峡東地域で中学校の美術の非常勤講師をされていた方の実態が、記者会見資料にも添付されておりました。

この方には、時間外勤務が発生しており、とても年間700時間以内では終われない業務量であったとのことです。授業の準備や片付け、教材研究、作品及び振り返りの評価、テストの作成、採点、評価、成績処理を一人で担当し、さらに休み時間の補習や生徒指導、作品展の準備に加え、面接時には知られていなかった、はぐくみプランによる英語のティーム・ティーチングとして3クラスの授業も担当していたとのことです。また、令和6年度には、不登校生徒の個別指導にも入らざるを得なかったとされています。

これらが、所定の勤務時間以外に時間外勤務が発生した要因として記載されております。

この方は、4月17日付で教育長宛てに時間外勤務賃金の請求に関する内容証明郵便を送付されたそうです。4月20日に配達証明があったにもかかわらず、期限を過ぎても対応がなかったと記載されておりますが、これに対してど

のように対応したのか伺います。

小池教育監 個別の案件であり、現在、それぞれの市町村教育委員会等とやり取りをしている最中ですので、お答えは控えさせていただきます。

名取委員 今日、非常勤講師の実態をお伝えしながら、処遇改善について何点か求めさせていただきました。今日の答弁を通じて、給料表があるのかないのか、また、それが適用されるのかされないのかも含め、幹部職員の皆さんが十分に把握していない実態も明らかになりました。

やはり、現在、県内で1,000人を超える非常勤講師が、教員不足の現場を支えていただいている実態があると思います。そうした皆さんの処遇改善にもしっかりと目を向けていただき、どうしたら働く環境を整えることができるのか、時間外勤務などの問題が発生しないようにできるのか、また、仕事に見合った報酬を支払うことができるのか、そういった仕組みを構築していくという積極的な立場で、今後も臨んでいただきたいと思います。

最後に、このことについて所見を伺って質問を終わりたいと思います。

望月義務教育課長 その点につきましても、当然重要な課題であると受け止めておりますので、今後も調査研究をしてまいりたいと考えております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を9月1日から3日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

教育厚生委員長 向山 憲稔